

**小山町第5次地域福祉計画**  
**小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画**

**令和7年度 ≫ 令和11年度**

**令和7年3月**  
**小 山 町**

## は じ め に



近年の日本は、少子高齢化、人口減少が急激に進む中、ライフスタイルの変化や価値観の多様化による地域のつながりが希薄化し、地域で孤立する高齢者や生活困窮、子育てなど悩みを抱える人は増加しており、個人や世帯が抱える悩みや課題は複雑かつ深刻化しています。

本町では、平成18年に「小山町地域福祉計画」を策定し、小山町第4次地域福祉計画からは「成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込み、個人や世帯の課題を属性に関わらず受け止めることなどを柱とする「包括的支援体制構築事業」を関係機関とともに展開し、地域福祉の推進を図ってきました。

このたび、これまでの支援体制をさらに充実させ、町民の皆さまや関係機関が連携して様々な課題に対応していけるよう、社会福祉協議会が策定する第6次地域福祉活動計画と一体的に「小山町第5次地域福祉計画」を策定いたしました。本計画では、地域での孤立化を防ぎ制度の狭間や複合的な課題に対応するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」と「再犯防止推進計画」等地域福祉に関連する事業の計画を新たに盛り込み、地域や町民の皆さま、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携により、障がい、高齢、こども、生活困窮といった世代や制度、分野を超えてすべての人々が共に支え合い共に生きる「地域共生社会」の実現を目指した計画となっております。

今後は、本計画の基本理念である「共に支え合い誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」に向け、地域の主役である町民の皆さまや関係機関と手を取り合い各種施策に取り組んで参りますので、引き続き、町民の皆さま、関係機関・団体の皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました小山町地域福祉計画推進懇談会構成員及び同ワーキング部会構成員の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

小山町長 込山 正 秀



私たちの地域社会は、少子高齢化の進行や人口減少、地域コミュニティの変化など、多くの課題に直面しています。核家族化の進展や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、生活の中で支え合う機会が減少し、孤立しやすい環境が生まれています。こうした状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域のつながりを深め、共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要です。

このたび、本会では「小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念とし、町の「小山町第5次地域福祉計画」と一体として策定いたしました。

この計画では、地域の皆様の主体的な参加を促し、地域に根ざした福祉活動を推進するとともに、行政、関係機関と連携・協力して、世代や分野を超えて支援が必要な方へのきめ細やかな対応を図っていくこととしております。

また、近年は異常気象による自然災害の頻発や感染症の流行など、生活環境に大きな影響を及ぼす事態が発生しています。こうした状況の中で、地域の防災力を高めるとともに、災害時の支援体制を強化することも重要な課題となっています。

地域のつながりを深めることは、防災や防犯の面でも大きな力となります。

日々の暮らしの中で、ちょっとした気づきや声かけが、支え合いの第一歩となります。一人ひとりの行動が、地域全体の温かいつながりへとつながり、より良いまちづくりへと発展していくと考えます。

本会といたしましても、行政・関係機関と連携・協力して、すべての人が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指し取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

会長 田代章

## 目 次

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって                  | 1  |
| 第1節 | 計画策定の背景                     | 1  |
| 第2節 | 計画の位置づけと法的な根拠               | 2  |
| 第3節 | 地域共生社会と地域生活課題               | 8  |
| 第2章 | 小山町の現状                      | 10 |
| 第1節 | 人口・世帯の状況                    | 10 |
| 第2節 | 子どもの状況                      | 12 |
| 第3節 | 高齢者の状況                      | 14 |
| 第4節 | 障がいのある人の状況                  | 16 |
| 第5節 | 地域福祉活動の状況                   | 17 |
| 第3章 | 計画の体系                       | 18 |
| 第4章 | 基本計画                        | 20 |
| 第1節 | 福祉の人づくり 《人間力》               | 20 |
| 第2節 | 共生の地域づくり 《地域力》              | 29 |
| 第3節 | 福祉の基盤づくり 《福祉力》              | 45 |
| 第5章 | 計画の推進に向けて                   | 59 |
| 第6章 | 資料編                         | 60 |
|     | アンケート調査結果（概要）               | 60 |
|     | 策定経過                        | 75 |
|     | 小山町地域福祉計画推進懇談会設置要綱          | 76 |
|     | 小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進懇談会設置要綱 | 78 |
|     | 推進懇談会構成員名簿                  | 80 |
|     | 推進懇談会ワーキング部会構成員名簿           | 80 |
|     | 事務局名簿                       | 81 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

現代社会においては、少子高齢化の急速な進展による人口減少と同時に、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化、ICTの急速な発展など、目まぐるしい社会の変化から生じる地域課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために広がった対面交流機会の縮小などによって、地域コミュニティはこれまでの繋がり維持することが困難な状況になり、衰退・崩壊していくことが懸念されつつあります。

そのような中、ひとり暮らし高齢者の孤独死、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待、自殺、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題、経済的困窮等、町民が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って複合化・複雑化し、制度・分野別の支援だけでは対応が困難な状況になっています。さらに、地震や台風、線状降水帯等による豪雨などの自然災害、感染症等によりさまざまな脅威や不安が高まっています。

一方、本町においては、都市部と比べ人の顔が見える近所付き合いや、声を掛けやすいつながりなどの地域コミュニティが残っています。継続する人口減少下においても、ICTなどの技術を利用した見守りの仕組みや、多様性を認め合い、人と人が支え合う地域づくりを進めることにより、地域コミュニティを強化し、誰もが暮らしやすい社会を目指す必要があります。地域福祉をとりまく社会背景には厳しい面もありますが、そのような条件のもとでも豊かに暮らしていくことのできる可能性を求めていくことが大切です。

国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手側」「受け手側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体がお互いに地域の生活課題を「我が事」として参画し、世代、分野を超えて「まるごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」に向けた体制整備を進めています。

本町においては、平成13年に「小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を、平成18年に「小山町地域福祉計画」を策定し、町民一人ひとりが、安全・安心にいきいきと暮らせる町づくりを目指し、地域における生活課題を解決するしくみづくりや取組みを進めてきました。

この度、「第4次地域福祉計画」、「第5次地域福祉活動計画」の期間満了に伴い、地域福祉を取り巻く情勢の変化に適切に対応するべく、小山町と小山町社会福祉協議会が協働して、令和7年度から令和11年度を計画期間とした「第5次地域福祉計画」及び「第6次地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

また、誰一人取り残さない包摂的な社会の実現や安心して暮らせる地域づくりの実現のため、新たに「小山町重層的支援体制整備事業実施計画」及び「小山町再犯防止推進計画」を包含する計画とします。

## 第2節 計画の位置づけと法的な根拠

### 1 小山町第5次地域福祉計画

小山町第5次地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する計画であり、高齢者分野、子ども・子育て分野、障がい者分野、健康増進分野などの関連個別計画を生活の場である地域を基盤とした視点からつなぐ「福祉関連分野の上位計画」と位置付けています。

施策の展開にあたっては、国及び静岡県の施策等との整合性を図りつつ、「第5次小山町総合計画」をはじめ、「第3期小山町子ども子育て支援事業計画」「おやま障がい者福祉プラン」「第4次小山町保健計画」「小山町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」等の各計画に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぎ、各計画に基づいた施策が地域で効果的に展開されることを推進する役割を果たすものです。

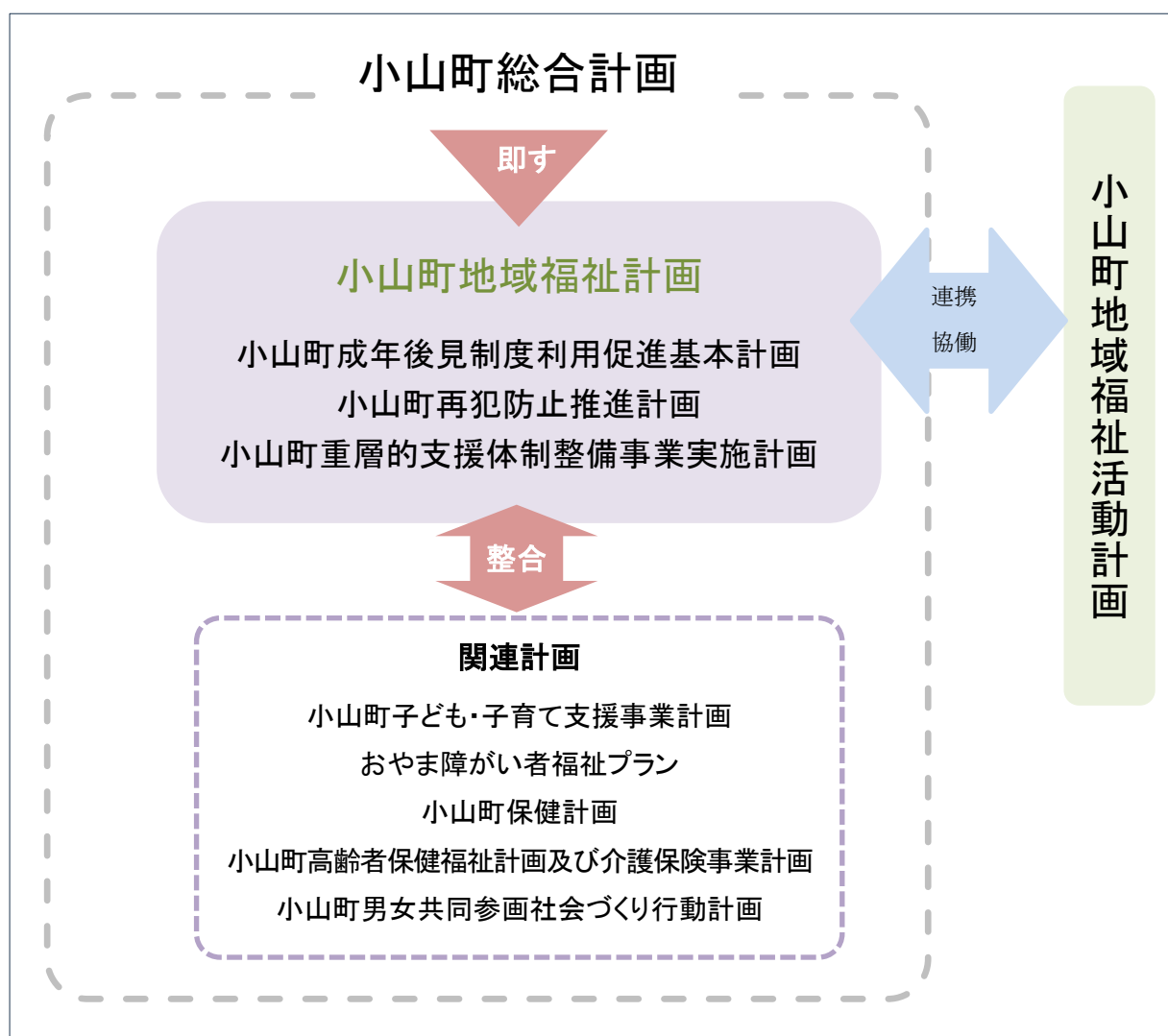
本計画における関連法等に基づいた位置づけは、以下の通りです。

なお、本計画においては、新たに「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」、「社会福祉法」第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」を位置付けています。

- ・ 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」
- ・ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含した計画
- ・ 生活困窮者の自立支援方策を盛り込んだ計画
- ・ **新規** 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する  
「地方再犯防止推進計画」を包含した計画
- ・ **新規** 「社会福祉法」第106条の5に規定する  
「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含した計画

## 2 小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画

小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核的な団体として位置付けられている社会福祉協議会が呼びかけて、住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。



### 3 計画の期間

「小山町第5次地域福祉計画」及び「小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画」は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

本計画は「小山町総合計画・前期計画」に即して策定するほか、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする関連計画の地域福祉推進の理念を相互につなぎ、行政と社会福祉協議会が連携・協働して取り組むべき基本的な施策を明らかにするものです。

なお、地域福祉を取り巻く社会情勢や、経済・地域の状況の変化を踏まえ、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

|                    | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     | R9     | R10    | R11    | R12    |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                    | (2020) | (2021) | (2022) | (2023) | (2024) | (2025) | (2026) | (2027) | (2028) | (2029) | (2030) |
| 地域福祉計画<br>地域福祉活動計画 | 第4次    |        |        |        |        | 第5次    |        |        |        |        |        |
|                    | 第5次    |        |        |        |        | 第6次    |        |        |        |        |        |
|                    |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |

## 4 根拠法令

本計画は、社会福祉法第107条を法的根拠として策定される「市町村地域福祉計画」であり、高齢者、障害のある人、子ども等を対象とするそれぞれの福祉計画に対する上位計画として位置付けられるものです。

### ■社会福祉法第107条

#### (市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

本計画では、小山町における地域共生社会の実現にむけて、社会福祉法第106条の3に示される「包括的な支援体制の整備」の具体的内容を示すとともに、特に同法第106条の5第2項に係る「重層的支援体制整備事業」については、同法106条の5に基づいて「重層的支援体制整備事業実施計画」を定めます。加えて本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条にもとづいて各自治体が策定する「地方再犯防止推進計画」および、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づいて各市町村が定める「成年後見制度利用促進基本計画」についても枠内に取り込み、それらの内容についても定めます。

### ■社会福祉法第106条の3

#### (包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### ■社会福祉法第106条の5

#### (重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## ■再犯の防止等の推進に関する法律第8条

### (地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## ■成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条

### (市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## 5 SDGsに照らした理念

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

SDGsは、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められていることから、本計画においても理念を照合して施策を推進します。



### <本計画に關係するSDGs>

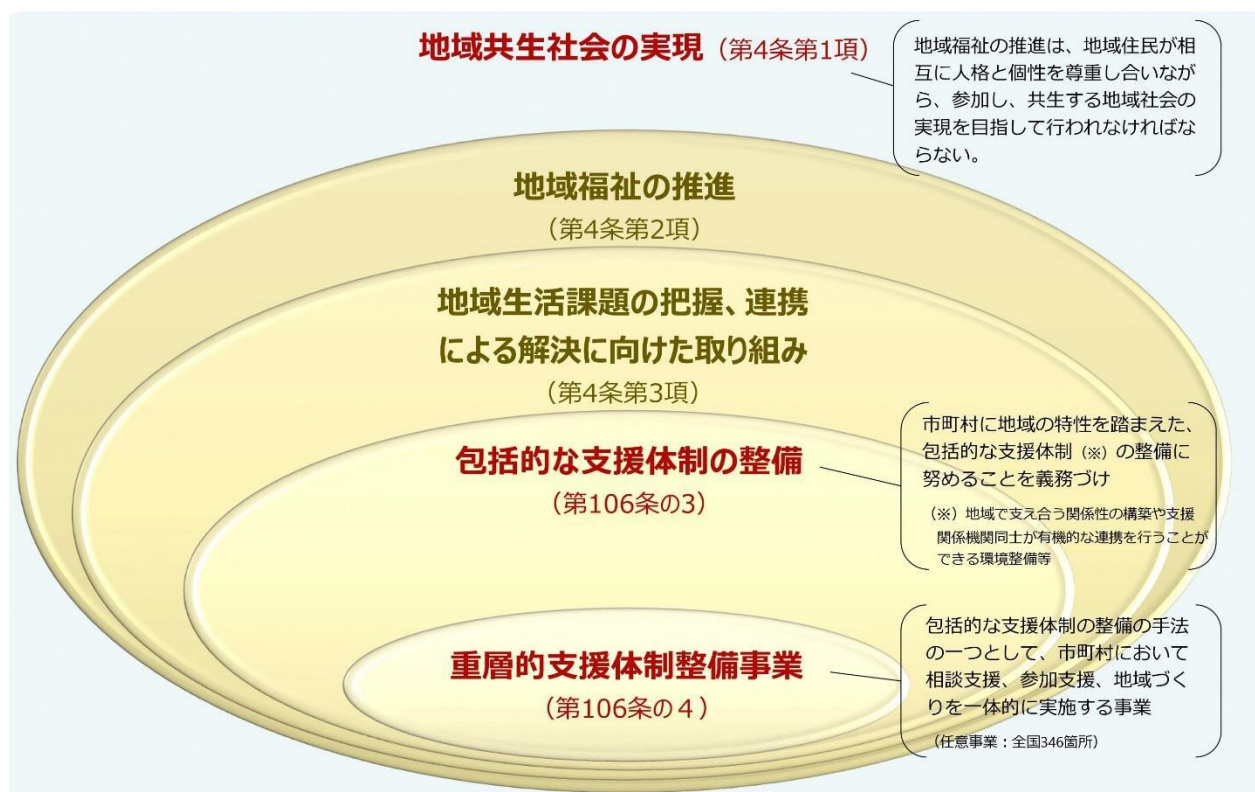


- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

### 第3節 地域共生社会と地域生活課題

『地域共生社会』とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

『地域生活課題』とは、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題をいいます。（社会福祉法第4条第2項）



（厚生労働省「令和6年 地域共生社会のあり方検討会議 資料」より）

## 《参考》 地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

### 平成 29 年改正社会福祉法の概要(抜粋)

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号))

#### 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

##### 1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

##### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

##### 3. 地域福祉計画の充実

○ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)



### 令和2年改正社会福祉法の概要(抜粋)

(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 52 号))

#### 「地域共生社会」の実現に向けた改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成 28 年6月2日閣議決定))

##### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

##### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

##### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

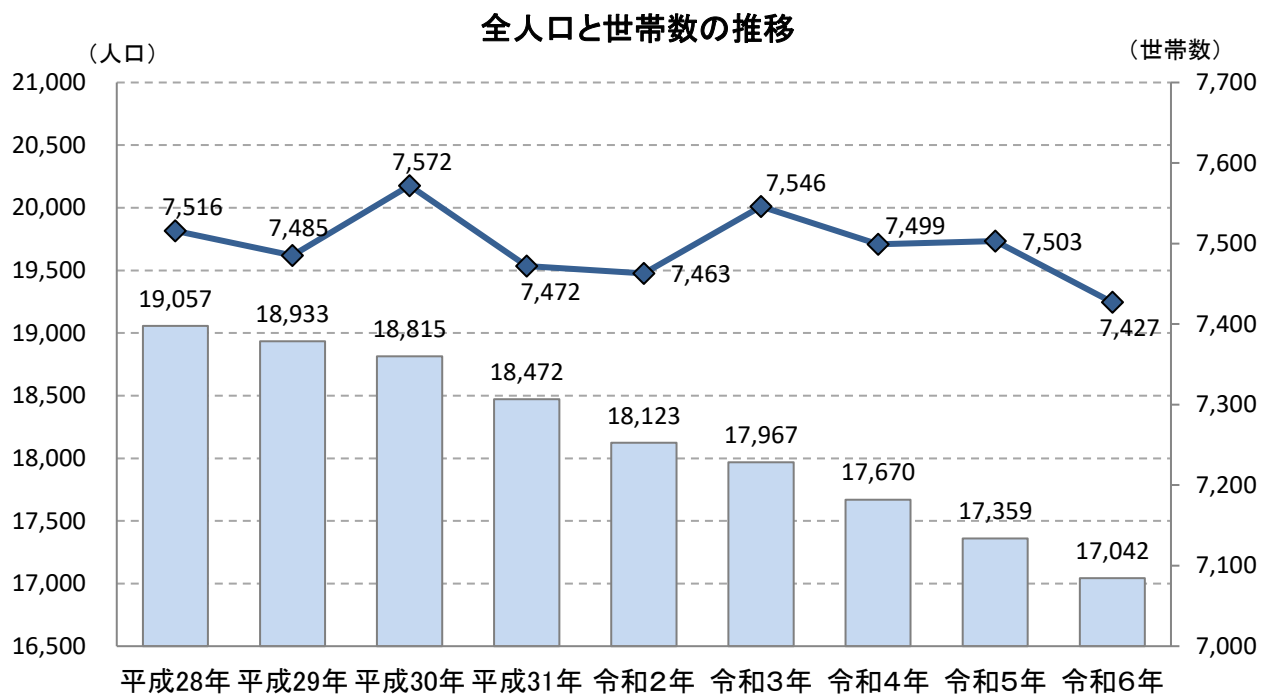
##### 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

##### 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

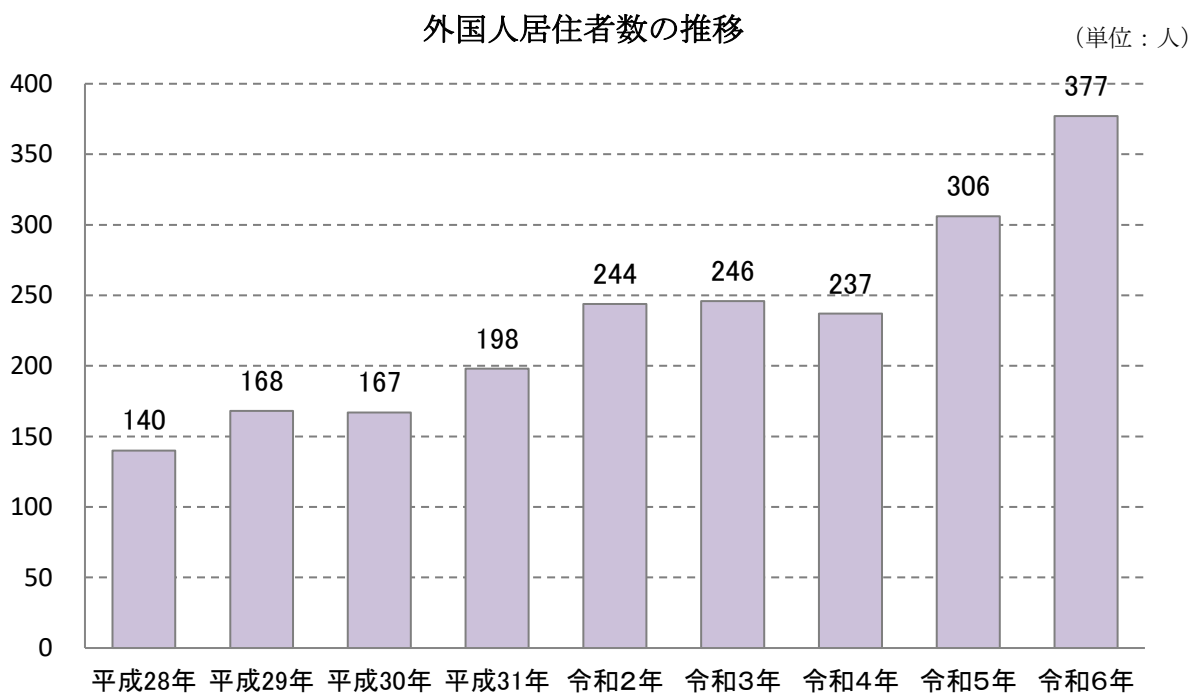
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

## 第2章 小山町の現状

### 第1節 人口・世帯の状況



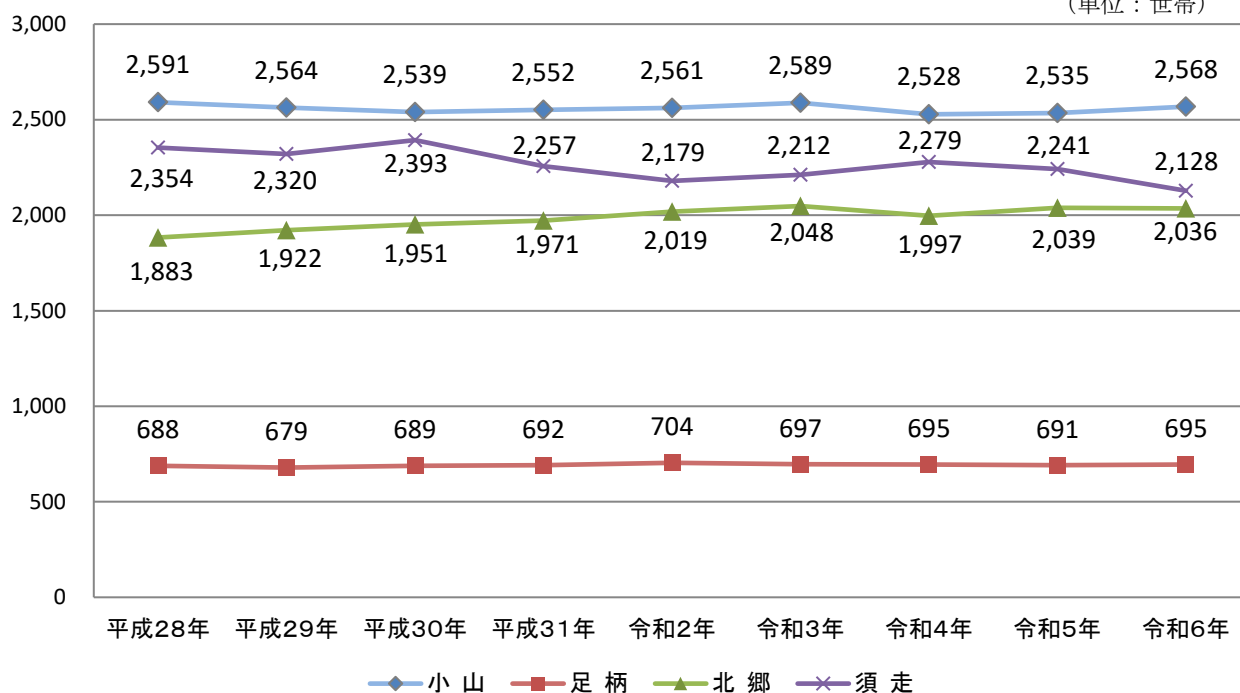
出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## 地区別世帯数の推移

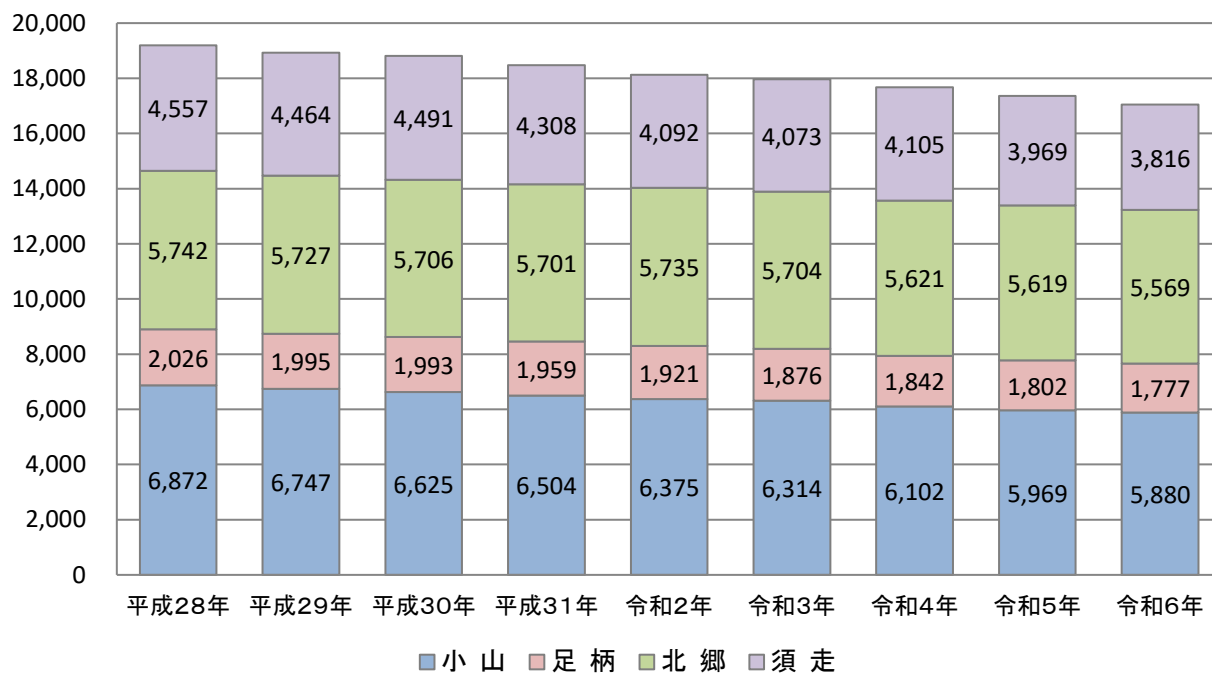
(単位：世帯)



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## 地区別人口の推移

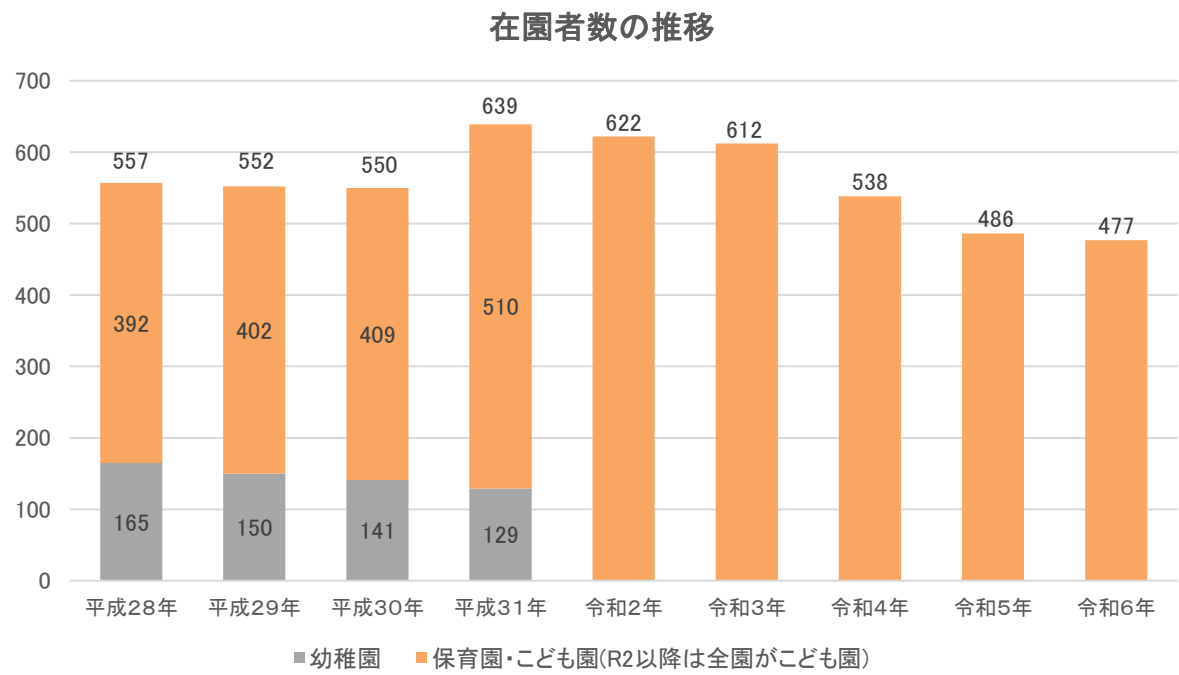
(単位：人)



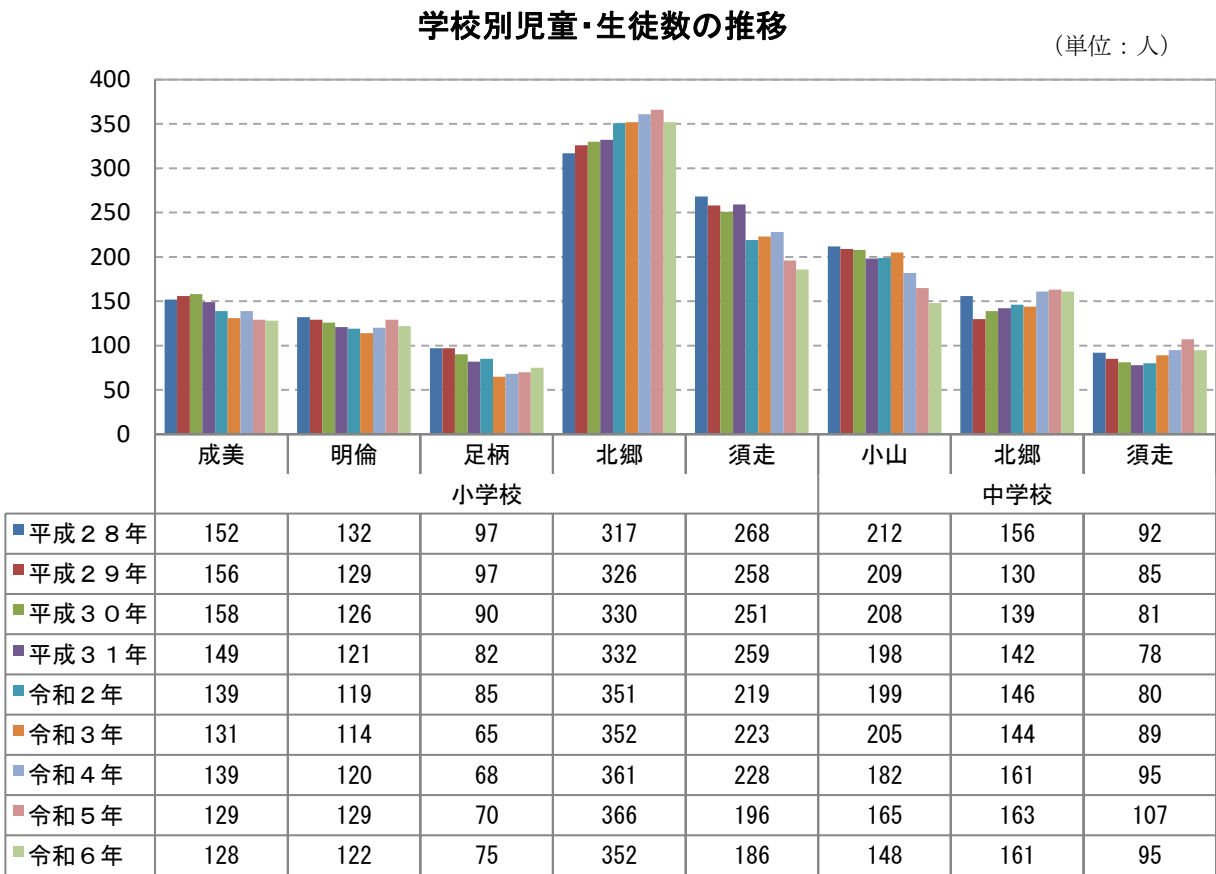
出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

第2節 子どもの状況

(単位：人)



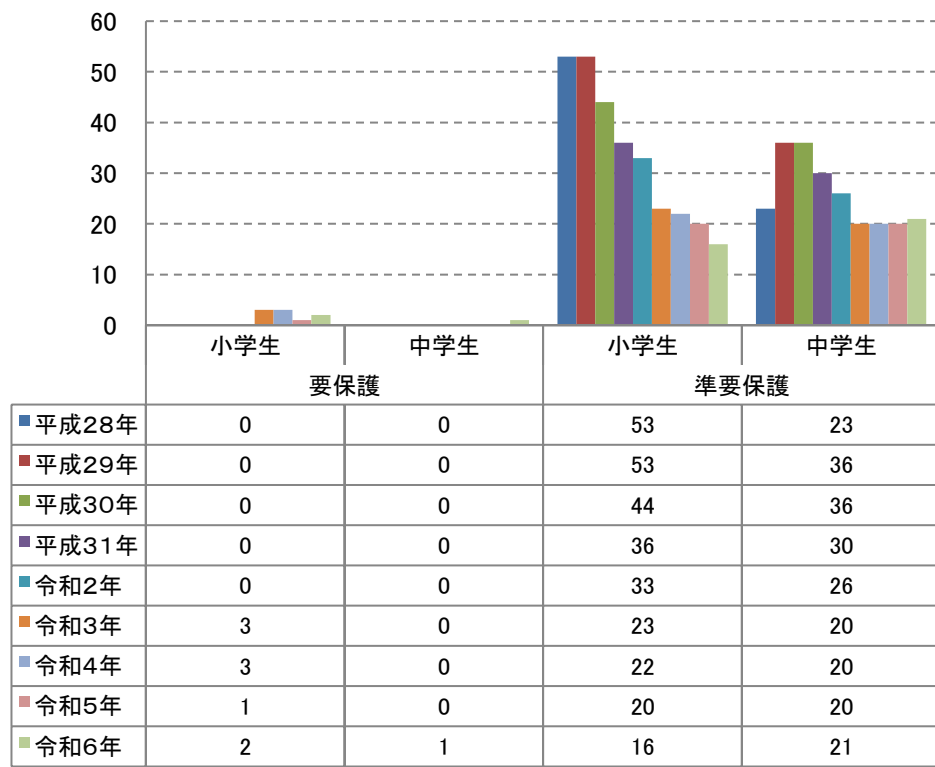
出典：小山町住民福祉部こども未来課調べ（各年3月31日現在）



出典：小山町住民福祉部こども未来課調べ（各年5月1日現在）

# 要保護・準要保護の児童生徒数の推移

(単位：人)

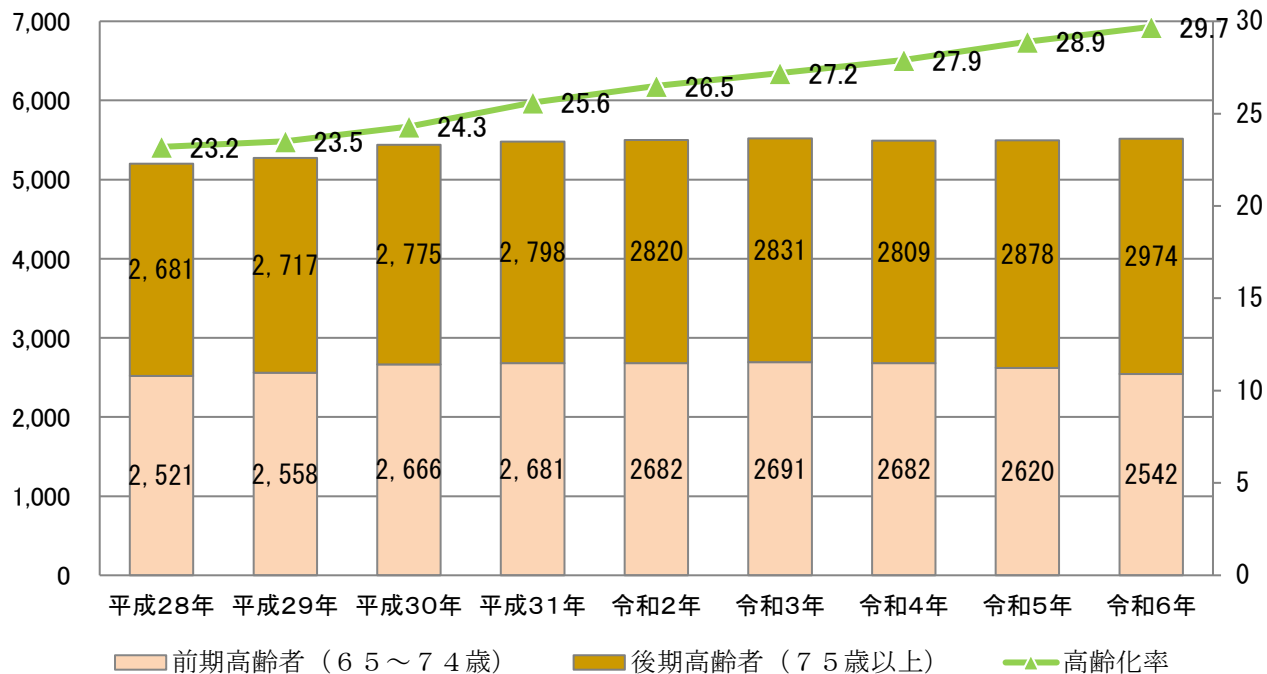


出典：小山町住民福祉部こども未来課（各年5月1日現在）

### 第3節 高齢者の状況

高齢者人口・高齢化率の推移

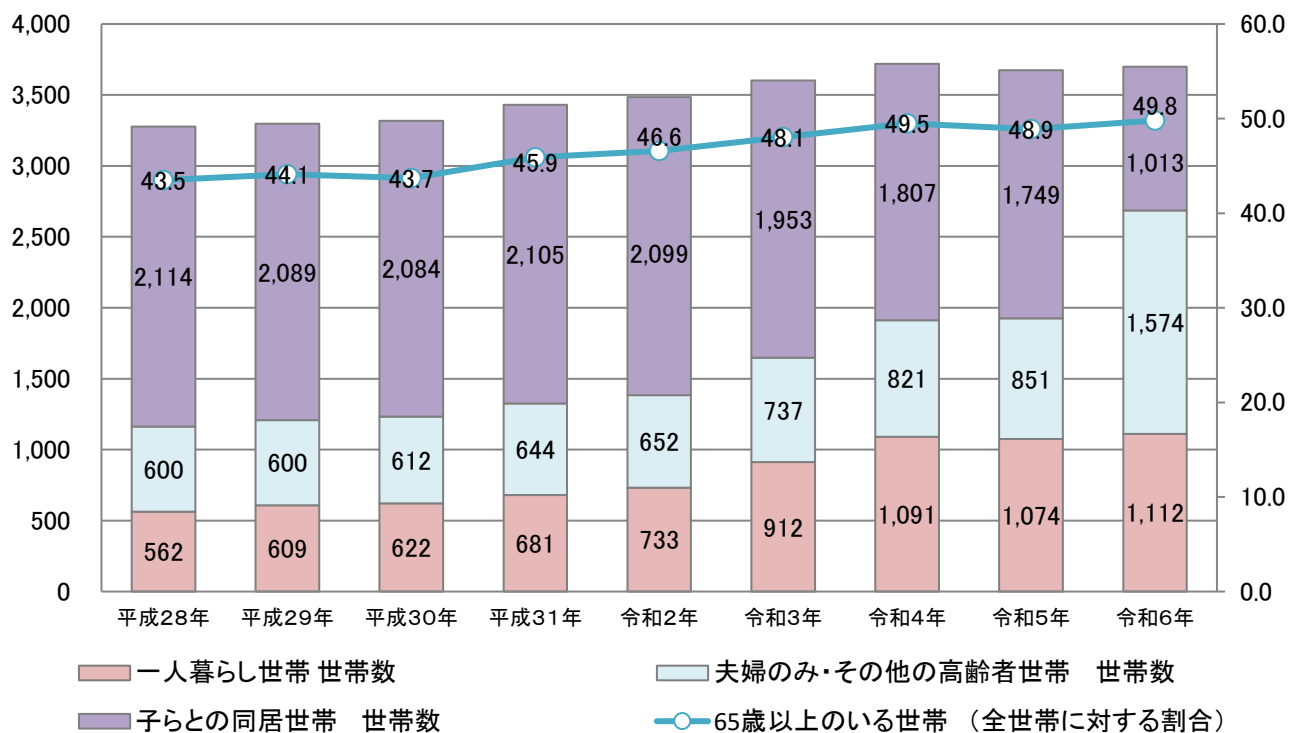
(単位：人・%)



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

高齢者のいる世帯の推移

(単位：世帯・%)

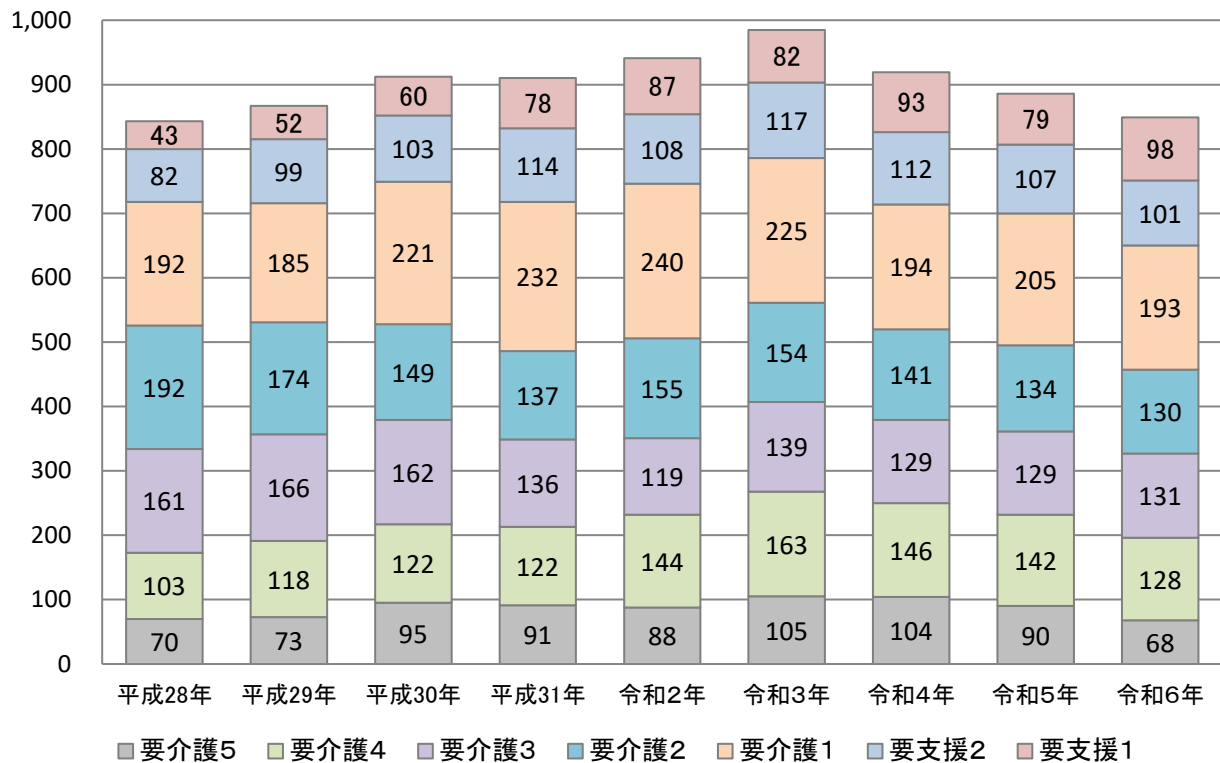


出典：小山町住民福祉部長寿介護課調べ（各年3月31日現在）

※令和6年度は調査方法が異なるため数値を補正しています。

## 要支援・要介護者数の推移

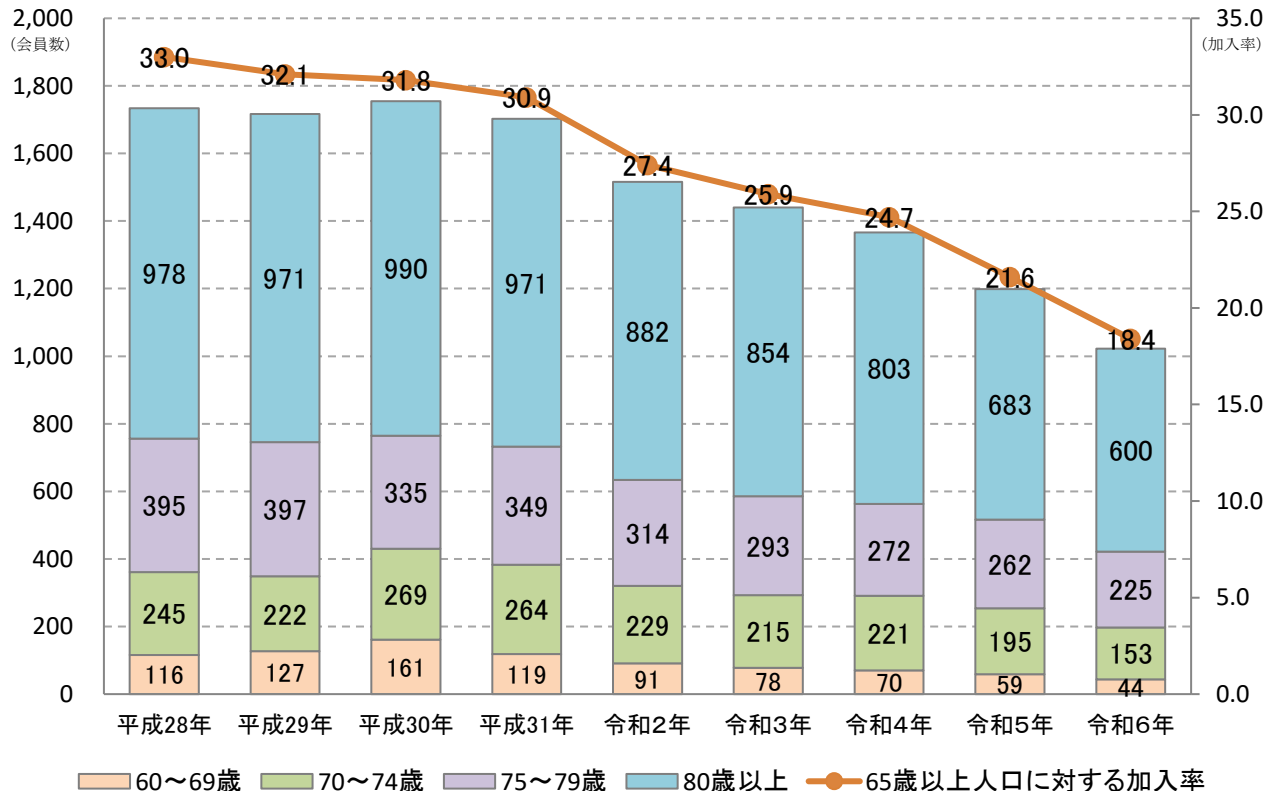
(単位：人)



出典：小山町住民福祉部長寿介護課調べ（各年3月31日現在）

## 小山町内のシニアクラブ会員数・加入率の推移

(単位：人・%)

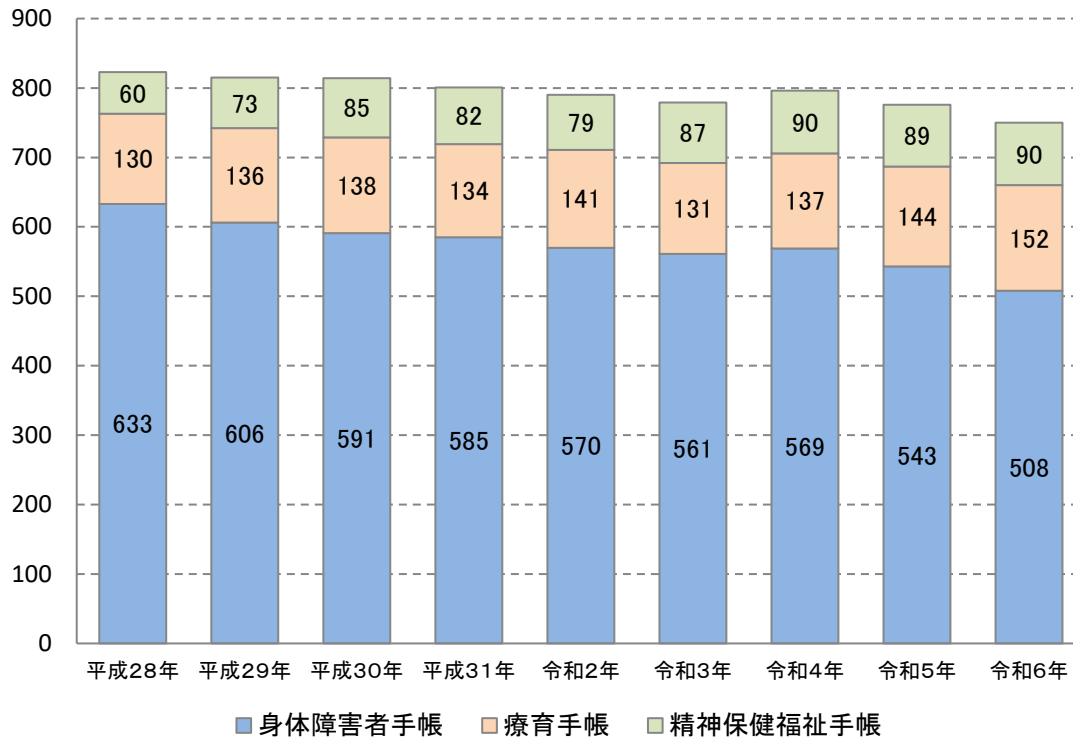


出典：小山町シニアクラブ連合会調べ（各年3月31日現在）

## 第4節 障がいのある人・困窮世帯の状況

各障害者手帳所持者数の推移

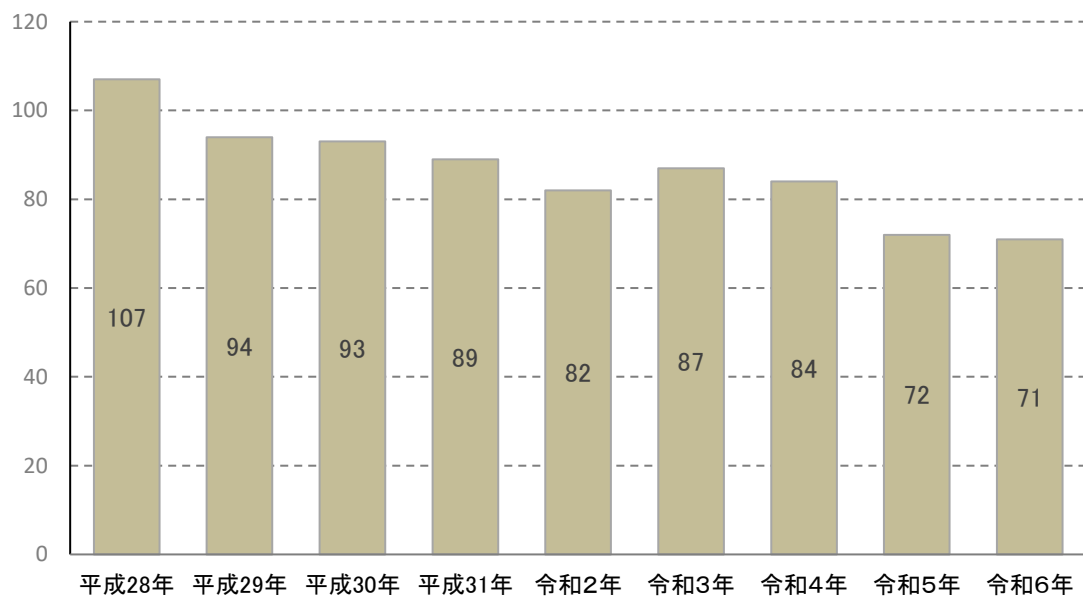
(単位：人)



出典：小山町住民福祉部社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

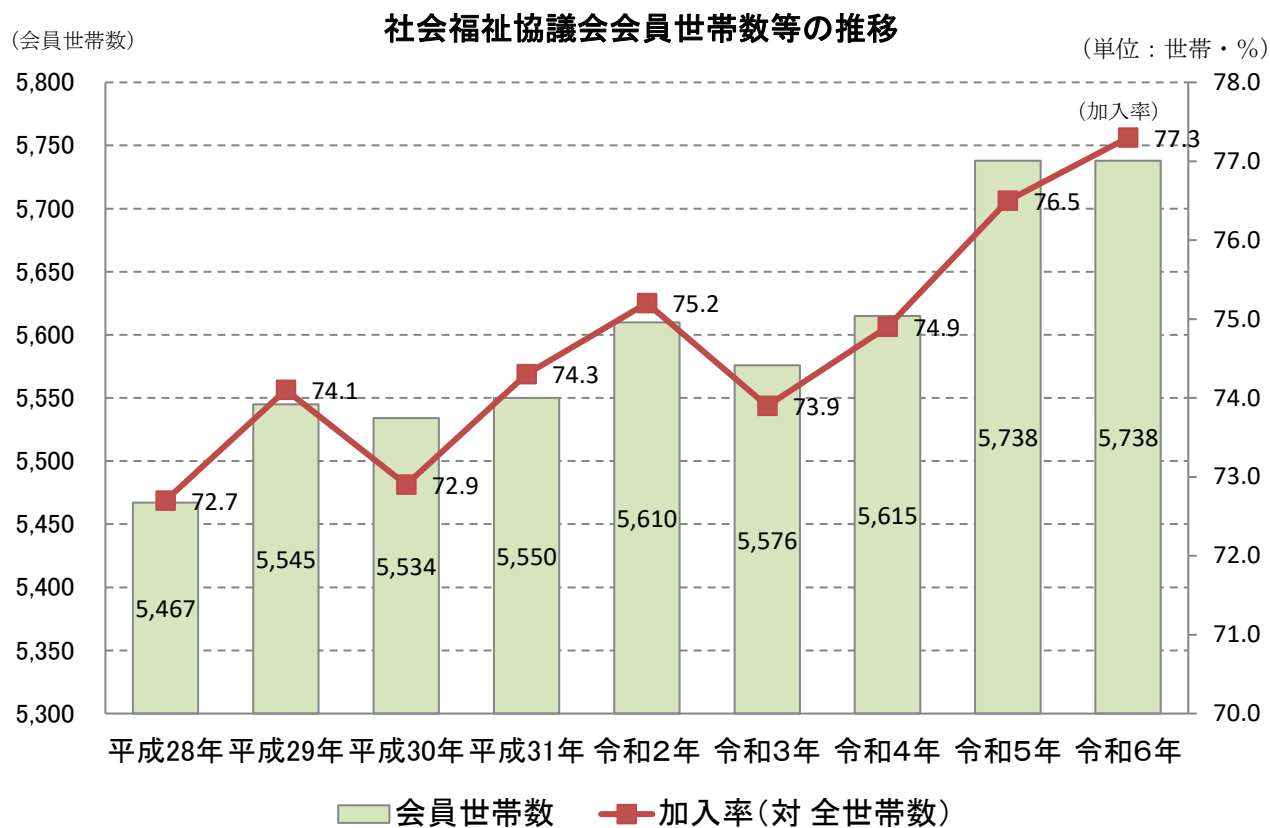
生活保護受給世帯数

(単位：世帯)

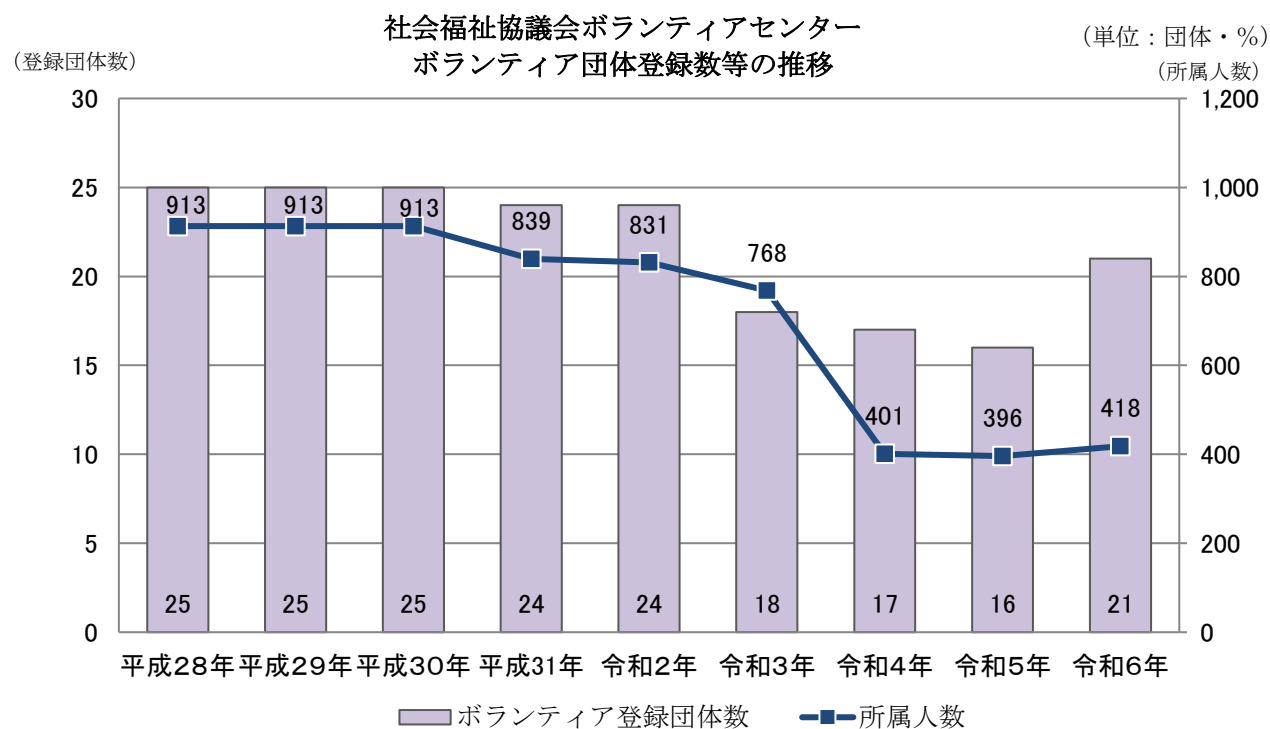


出典：小山町住民福祉部社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

## 第5節 地域福祉活動の状況



出典：社会福祉法人小山町社会福祉協議会調べ（各年3月31日現在）



出典：社会福祉法人小山町社会福祉協議会調べ（各年3月31日現在）

## 第3章 計画の体系

### 【基本理念】

#### 共に支え合い誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

本町の地域福祉計画においては、福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、制度の狭間の問題や複合的な課題等を、当事者や家族だけの問題ではなく、地域全体の問題としてとらえ、制度・分野をこえた様々な視点から多機関の協働による包括的支援体制と、住民が主体的に問題を把握し解決を試みるための仕組みづくりの構築を目指し「誰もが役割と生きがいを持てる社会を醸成し地域における人と資源の循環をすすめる」を基本理念として様々な施策を進めてきました。

「第5次地域福祉計画」「第6次地域福祉活動計画」においても、これまでの基本理念を踏襲しつつ、地域住民が安心して生活できる環境を整えることを重視するとともに、新たに「再犯防止推進」「重層的支援体制の強化」の取組みを加えることで、より包括的かつ継続的な支援の構築を目指し、誰もが安心して共に支え合う地域社会を実現するため、3つの基本視点と16項目（1-1 ～ 3-5）の基本目標を記述しています。また、基本目標ごとに、「住民などに求めたいこと」を加えて、協働して取り組むことの大切さを表現しました。

### 【基本視点】

#### 基本視点 1

#### 福祉の人づくり

《人間力》

地域福祉を担う関係者だけでなく、地域に暮らす一人ひとりの福祉のこころを育て、ボランティアの輪を広げるほか、住民参加の充実や活動環境の充実により、“共に支え合う福祉の人づくり”を進めます。

#### 基本視点 2

#### 共生の地域づくり

《地域力》

安心して暮らし続けることのできる地域福祉を創っていくため、高齢者や子ども、障がい者、その他の暮らしにくさを抱える人たちを支え、協働していく“共生の地域づくり”を進めます。

#### 基本視点 3

#### 福祉の基盤づくり

《福祉力》

地域福祉を支えている様々な制度やサービス、体制・ネットワークを維持するとともに、限られた社会的資源のなかで充実させ、将来への礎としていく“福祉の基盤づくり”を進めます。

## 【基本目標】

### 基本視点 1 福祉の人づくり 《人間力》

#### 1-1 福祉のこころを育てる

町、地域、学校、社会福祉協議会等の協働により、地域の中で共生して暮らす福祉のこころを育てます。

#### 1-2 ボランティアの輪を広げる

情報提供や担い手の発掘・育成等により、効果的な体制を構築し、ボランティアの輪を広げます。

#### 1-3 住民参加・交流活動を支える

相互扶助機能を有するコミュニティを築き、一人ひとりが主体的に行う住民参加の活動を支えます。

#### 1-4 地域福祉の活動環境を充実する

災害時の対応や交通手段の確保などに貢献する活動の支援や、その活動環境の充実を進めます。

### 基本視点 2 共生の地域づくり 《地域力》

#### 2-1 地域の実情に応じた取組みを進める

地域に密着した地域福祉活動組織を支援し、地域の実情に応じた取組みを進めます。

#### 2-2 消費者被害の未然防止・拡大防止

消費者情報の提供と見守りの活動を強化することにより、消費者被害の発生と拡大を防止します。

#### 2-3 障がい者の生活・就労を支援する

事業主や関係機関の理解を得ながら一般就労、福祉就労の支援を進めていきます。

#### 2-4 地域ぐるみで子育てを支援する

少子化が進むなか、“こどもまんなか社会”の実現に向けて、地域ぐるみで子育てを支援していきます。

#### 2-5 支援を必要としている人の安全と安心を守る

高齢者や障がい者の災害時の安全確保や消防や救急、交通安全について対応を充実します。

#### 2-6 権利擁護の取組みを進める ～ 成年後見制度利用促進基本計画 ～

判断能力が十分でない方の権利擁護に向けて、安心できる地域の体制を充実します。

#### 2-7 再犯防止の取組みを進める ～ 再犯防止推進計画 ～ **新規**

“地域共生社会の実現”により再犯のない安心・安全な地域づくりを進めます。

### 基本視点 3 福祉の基盤づくり 《福祉力》

#### 3-1 サービスを利用しやすい仕組みをつくる

関係機関や団体等の協力により、福祉サービスや制度を利用しやすい仕組みをつくります。

#### 3-2 関係組織のネットワーク化を進める

地域を構成する様々な団体との情報交換や協働により、地域福祉のネットワーク化を進めます。

#### 3-3 サービスの提供を充実する

住民参加型福祉サービス等の開発や展開を通じ、サービスの内容や進め方を充実していきます。

#### 3-4 重層的な支援体制の構築 ～ 重層的支援体制整備事業実施計画 ～ **新規**

包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を活用します。

#### 3-5 社会福祉協議会の基盤を強める

限られた資源や人員のなかで効率的・効果的な事業を進めていくため職員の資質向上に努めます。

## 【住民などに求めたいこと】

地域福祉を進めるためには、行政だけでなく、地域の団体や施設、住民と一緒に地域の実情に合った取組みをすることが大切です。地域全体が支え合う社会を目指すために、住民には「人との関わり、支え合うこと」が求められます。第4章基本計画では、その”住民などに求めたいこと”について例示して記述しています。

## 第4章 基本計画

### 基本視点1 福祉の人づくり 《人間力》



#### 1-1 福祉のこころを育てる

小山町地域福祉計画・地域福祉活動計画のためのアンケート調査(※1)(以下「アンケート調査」という。)によると、近所に住んでいて何らかの支援を必要としている方(ひとり暮らしの高齢者、介護をしている家族、子育て中の家族等)への支援(日常生活上の手助け・お手伝い)について、回答者の85%が「支援をしたい」と回答しています。[アンケート調査問12]

町内には、支援の意思のある方が多くいらっしゃいますが、寄り添う心をもつ方がこれからも増えていくように、幼いころから福祉のこころを培っていく必要があります。

本町においては、住み慣れた地域に暮らす様々な人の多様性を認め合うとともに、支援を必要としている場面での行動のあり方について、学校における福祉教育活動のほか、高齢者と子どもを中心とした世代間交流など地域の中で、誰もが、福祉について様々な場・機会を通じて学び、共に育む地域福祉づくりを推進します。

| 施策                    | 施策内容                                                                                                                                                     | 主体                                 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| ①地域福祉を高める啓発活動の推進      | 行政や社会福祉協議会等が主催する健康福祉大会、健康フェスタ、ふれあい広場などの事業を通じて、福祉教育(※2)や食育等の重要性と役割について認識を深める啓発活動を進めていきます。<br><br>啓発に際しては、動画やインターネットなどのICTを積極的に活用し、福祉教育や食育などの情報を効果的に発信します。 | 社会福祉課<br>健康増進課<br>社会福祉協議会          |
| ②福祉教育推進への支援           | 福祉教育を高めていくために、小中学校や高校が取り組む同じ地域に生活している人たちを知るための活動(高齢者・障がい者についての講話、疑似体験、交流など)を支援します。                                                                       | 社会福祉課<br>学校教育課<br>社会福祉協議会          |
| ③学校におけるボランティアプログラムの実施 | 静岡県社会福祉協議会(静岡県社会福祉人材センターを含む)や福祉介護系施設・事業所と連携し、町内の小中学校・高校で地域等におけるボランティアプログラムを実施します。                                                                        | 社会福祉課<br>生涯学習課<br>学校教育課<br>社会福祉協議会 |

| 施策                   | 施策内容                                                                                     | 主体    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ④人権啓発の推進             | こども園や小中学校や高校における人権教室や大人を対象とした人権研修の開催により、人権啓発を進めます。                                       | 社会福祉課 |
| ⑤認知症サポーター（※3）養成講座の推進 | 子どもから大人を対象として行ってきた「認知症サポーター養成講座」について、多様な場所や機会を通じて開催を継続し、地域ぐるみで認知症に対する理解が広がるよう意識啓発を推進します。 | 長寿介護課 |

### 《住民などに求めたいこと》

- イベントや行事、研修会などに積極的に参加して、支え合いについて考えましょう。
- 身近に困っている人がいないか気かけ、困っている人がいたら声をかけましょう。

### 【目標（指標）】

| 指標名                | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                  |
|--------------------|----------------|-----------------|------------------------|
| 認知症サポーターの数<br>(累計) | 3,656人         | 4,400人          | 認知症サポーター養成講座の<br>延受講者数 |

※1 アンケート調査: 令和5年度に本計画策定の基礎資料として、本町の地域福祉を取り巻く現状や課題を把握することを目的に実施したアンケート調査

※2 福祉教育: 身の回りの人々や地域との関わりをとおして、どのような福祉の課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養う教育

※3 認知症サポーター: 特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称である。この講座では、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けするサポーターを養成している。

## 1-2 ボランティアの輪を広げる

アンケート調査によると、ボランティア活動（区・班、子ども会、PTA 等を除く）について 18 歳以上住民の約 1 割が「現在、参加している」と回答している一方、回答者の 4 分の 1 の住民が「参加経験はないが今後参加したい」と回答しており、参加するきっかけがあればボランティア活動が盛んになっていくことが期待されます。〔アンケート調査問 18〕

これらの状況を踏まえ、住民がボランティアに参加できる様々なプログラムを提供していくほか、防災に関すること・子育て支援・歴史案内などのボランティアにつながる講座等の開催、ボランティアのマッチングなどに取組めます。また、これらの取組みの拠点として、ボランティアセンターの機能を高めていきます。

そのほか、NPO 等の地域活動団体、住民参加による支えあい活動等の育成及び支援をすすめるとともに、65 歳以上のシニア世代など、これからの地域福祉の担い手となる人材を発掘・育成し、活動につなげるための仕組みづくりに積極的に取り組んでいきます。

| 施策                 | 施策内容                                                                                                                                                                     | 主体                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| ①健康づくり等を担う人材の育成    | 健康づくりに関係する様々な民間団体と連携するとともに、65 歳以上のシニア世代の潜在能力を活かしながら、健康づくり活動のリーダーや介護予防関連ボランティアの人材を育成します。                                                                                  | 長寿介護課<br>健康増進課                      |
| ②多様なボランティアプログラムの提供 | 様々な町民が参加できるよう、多様な実践講座や体験プログラムにより、福祉啓発やボランティアの育成を進めます。特に、小中学生のボランティア活動については学校以外の学びの場として大切な経験であることから、活動の機会を充実していきます。また、地域学校協働活動や障がい者団体の行事などを活動の機会として提供し、ボランティア活動の活性化を図ります。 | 生涯学習課<br>社会福祉協議会                    |
| ③講座や研修会等への参加促進     | 町民や町内事業者などを対象として、それぞれが持つ地域福祉活動への潜在的な参加需要を広げていくことが望めます。このため、講座や研修会への参加を促すため、対象者への声かけやチラシの配架などを強化します。また、講座のテーマについて、防災・子育て・歴史などをテーマとした参加者にとって魅力的な学びの機会を提供します。               | 生涯学習課<br>危機管理局<br>こども未来課<br>社会福祉協議会 |

| 施策                         | 施策内容                                                                                                                                | 主体                        |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ④身近な地域におけるボランティア活動への参加を推進  | 身近なところでできる住民参加型福祉サービス「オンリー・ユー ♪」(※1)について、ボランティア登録者を増やしていくとともに、安心して活動できる環境づくりを進めます。                                                  | 社会福祉協議会                   |
| ⑤ボランティアのマッチング              | ボランティアを必要とする方とのマッチング等により、身近なボランティアの活動の場の確保や活動支援を行います。                                                                               | 社会福祉協議会<br>生涯学習課          |
| ⑥災害ボランティア・コーディネーター(※2)等の育成 | 災害時において地域での防災活動を担う自主防災組織と連携して対応していく災害ボランティア・コーディネーター等を育成するため、研修会や訓練を織り交ぜたプログラムによる災害対応研修会を継続して開催します。                                 | 社会福祉協議会<br>危機管理局<br>社会福祉課 |
| ⑦「ボランティア休暇制度(※3)」導入の促進     | 大規模災害時に被災地にいち早く駆けつけることができるなど、町内企業や事業所に対して「ボランティア休暇」を導入していくよう働きかけ、社員が社会貢献することを応援する取組みます。<br><br>また、こうしたボランティアが活動参加しやすい機会や環境を整えていきます。 | 社会福祉課<br>危機管理局            |

#### 《住民などに求めたいこと》

- 健康づくりのイベントなどに参加して、同じ分野に興味のある人と交流しましょう。
- 興味のあるボランティア活動に参加しましょう。
- 大規模災害時のボランティア活動や企業のボランティア休暇について、関心を持ちましょう。

【目標（指標）】

| 指標名                                     | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                   |
|-----------------------------------------|----------------|-----------------|-------------------------|
| 「地域福祉のためのボランティア活動等に、進んで参加したい」と回答する町民の割合 | 37%            | 42%             | 町民意識調査(※4)              |
| 全中学生数に占めるボランティア登録数の割合                   | 38.6%          | 50%             | 教育委員会ボランティアセンターへの登録者    |
| ボランティア団体登録数                             | 17団体           | 22団体            | 社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録団体 |

- ※1 住民参加型福祉サービス「オンリー・ユー ♪」: 小山町社会福祉協議会が実施している有償型福祉サービスの一つで、日常生活で公的な制度や、サービスでは対応できない困りごとを持つサービス利用会員(おねがい会員)と、それを有償で手助けする協力会員(まかせて会員)をマッチングする取組み。
- ※2 災害ボランティア・コーディネーター: 災害発生時に災害ボランティアセンターにおいて、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチングを行うスタッフをいう。
- ※3 ボランティア休暇制度: 別名「社会貢献活動休暇」とも呼ばれている。労働者が無報酬で社会貢献活動に参加する場合、それを支援・奨励する目的で、必要な期間について付与される休暇である。
- ※4 小山町町民意識調査: まちづくりの主体である町民の皆さまのご意見等を調査し、小山町総合計画の推進にあたり必要となる指標の現状値等について把握することを目的とした調査。

### 1-3 住民参加・交流活動を支える

町内における地域組織等への参加の状況は、18歳以上の約半数（47.1％）の住民が「現在参加している」と回答しており、参加しているのは「区・班の活動」、「シニアクラブ（※1）」、「スポーツ団体・サークル等」が多い状況です。一方、役回りが終わると参加しなくなる方が多い傾向があります。また、シニアクラブの会員数や加入率は減少しており、維持・活動の活性化が懸念されています。〔アンケート調査問16〕

豊かで充実した地域生活を過ごしていくためには、地域内の交流を維持・活性化させていく必要があることから、身近な地域福祉活動や、民生委員・児童委員（※2）の活動など、生活課題を抱えながら地域で暮らす一人暮らし高齢者や障がいのある人等を、地域で支える仕組みづくりを進めていきます。また、中心的な役割を担うことができるリーダーを発掘、育成、支援することもあわせて推進します。

| 施策                                  | 施策内容                                                                                                                                                                                 | 主体    |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①地域コミュニティの活動支援                      | 町が抱える福祉や生涯学習分野の課題に対して、地域が主体となり取り組む活動については、地域まちづくり事業費補助金を活用し、継続的に支援します。<br><br>また、地域のリーダーを育成するために、地域福祉の知識や、その取組みの重要性を、地域の内外に発信します。                                                    | 地域振興課 |
| ②おやま健康マイレージ制度（※3）の活用による地域コミュニティの活性化 | 各地区保健委員によるマイレージの紹介や地区活動でのポイント付与により、マイレージ制度が地域コミュニティの活性化に貢献しています。一方、マイレージ利用者のうち7割が高齢者で、若年層の地域参画に寄与できていません。このためアプリの導入と若年層へのPR強化、科学的根拠に基づく健康活動・介護予防施策を進めることで、より一層地域コミュニティの活性化へつなげていきます。 | 健康増進課 |
| ③高齢者の生きがい活動の促進                      | シルバー人材センター（※4）を支援し、高齢者の就労の拡大に努めます。また、同センターの事業紹介や参加者の声を広報することで、町民への周知を広げていきます。                                                                                                        | 長寿介護課 |

| 施策               | 施策内容                                                                                         | 主体             |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ④シニアクラブへの支援      | 単位シニアクラブの解散や会員の減少への対策として運営費や健康づくり事業等の活動費の支援を実施します。                                           | 長寿介護課          |
| ⑤多機関との協働による事業の推進 | 地域で暮らす人が地域の中で問題を把握し解決を試みることができるよう、多機関との協働で研修会等を開催し、地域のリーダーを育成していくとともに、複雑な問題等を支援していく体制を構築します。 | 社会福祉課<br>長寿介護課 |

### 《住民などに求めたいこと》

○健康づくり、ボランティア活動などに参加し、おやま健康マイレージ制度を活用しましょう。

○地域コミュニティに関する知識や経験を次の世代に伝えていくとともに、活動への参加を呼びかけましょう。

### 【目標（指標）】

| 指標名                             | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                   |
|---------------------------------|----------------|-----------------|-------------------------|
| おやま健康マイレージの利用者人数                | 944人           | 2,000人          | おやま健康マイレージ活動をおこなっている実人数 |
| 「高齢者が自立していきいきと暮らしている」と回答する町民の割合 | 44%            | 55%             | 町民意識調査                  |

※1 シニアクラブ:全国的には老人クラブと呼ばれており、おおむね60歳以上の人であれば加入できる、地域の自主的な高齢者活動グループである。この組織は、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としている。

※2 民生委員・児童委員:民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人たちであり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

※3 おやま健康マイレージ制度:対象は18歳以上の町民と町内在勤者。健康づくり(事業参加や自己申告)、ボランティア活動、催しなどへ参加し、健康マイレージカードに30ポイントを貯めると賞品獲得や特典が得られる。

※4 シルバー人材センター:「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定められた、地域ごとに1つずつ設置されている高年齢者の自主的な団体であり、臨時的・短期的又は軽易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人である。就職あっせんのための組織ではない。

## 1-4 地域福祉の活動環境を充実する

高齢の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加や、認知症の人が増える中、見守りや生活支援など「地域での支え合い体制の維持・充実」の重要性が高まっています。アンケート調査からは、日々の生活に困っていること（支えてほしいこと）は「自分の健康」「災害時の対応」が多いことがわかりました。〔アンケート調査問 9〕

高齢者を支える取組みの1つとして、住民同士が気軽にふれあい、交流する場をつくる、いわゆる「地域の居場所（※1）づくり」が全国各地で広がっています。本町においては、社会参加の機会を増やし、社会的な孤立の解消や介護予防を目的とした「ふれあい茶論」が開設されているほか、健康福社会館等を利用した様々な活動が行われています。

今後においても、地域福祉に貢献しているこれらの活動に向けて支援を維持・充実させていくほか、高齢者の交通手段の確保や地域の声掛けを広げていく活動の支援により地域福祉の活動環境を充実していきます。

| 施策                       | 施策内容                                                                                                                       | 主体                        |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ①「居場所づくり」施策の推進           | 地域の居場所となっている「ふれあい茶論」（※2）への参加者数が多くなっている一方、運営ボランティアの高齢化により活動を休止する「ふれあい茶論」が増えています。今後は、地域の中にある集まりやすい場所を居場所としていく支援を推進していきます。    | 長寿介護課<br>社会福祉協議会          |
| ②健康づくりの拠点としての健康福社会館の有効活用 | 若者や子育て層から高齢者、障がいのある人などの多くの人が健康福社会館を利用することで、“町民の健康づくりの拠点”としての活用に努めます。                                                       | 健康増進課                     |
| ③家族介護者の負担軽減              | 高齢者や障がいのある人を在宅で介護している世帯（介護者）への地域の見守り活動を促進するほか、家族介護者の負担を減らしていく支援事業等の利用を促進します。                                               | 社会福祉課<br>長寿介護課            |
| ④福祉を支える交通手段の確保<br>新規     | 高齢者が交流の場に参加しやすくなるように、利用しやすい交通手段を確保するため、巡回バスの運行を開始し、デマンドバス等公共ライドシェアの取組を推進します。<br><br>社会福祉向上のため、福祉団体等の活動を支援する福祉バスの運行に取り組みます。 | 長寿介護課<br>企画政策課<br>社会福祉協議会 |

### 《住民などに求めたいこと》

- 身近な地域にある「居場所」（ふれあい茶論など）に参加しましょう。
- デマンドバスなど地域内を運行している公共交通機関を利用しましょう。

### 【目標（指標）】

| 指標名                               | 現状値<br>(令和5年度)                | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明             |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------------------|
| 居場所の登録箇所数                         | 35か所                          | 40か所            | 町に居場所として登録している箇所数 |
| お達者年齢（※3）                         | 男性79.1歳<br>女性85.1歳<br>(令和4年度) | 男性80歳<br>女性86歳  | 静岡県公表値（翌々年6月）     |
| 「みんなが主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合 | 40%                           | 50%             | 町民意識調査            |

- ※1 居場所:高齢者の居場所(通いの場)とは、「地域の集会所、公共施設、個人宅、空き家、事業所の空きスペース等で、社会参加、生きがいづくり及び介護予防に資することを目的とする高齢者が高齢者同士又は高齢者と各世代間との交流や実情に応じた多様な活動を行う場として集える場」としている。
- ※2 ふれあい茶論:家の中で過ごしがちな高齢者が公民館等で気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる活動をいう。本町では、平成8年から社会福祉協議会が「ふれあい茶論」を実施しており、年間約 60 回開催されている。
- ※3 お達者年齢:静岡県が令和6年6月から公表している0歳からの平均自立期間(介護を受けたり病気で寝たきりになつたりせず、自立して健康に生活できる期間)のこと。県内市町の死亡の情報、介護認定の情報をもとに、生命表を用いて算出している。

## 2-1 地域の実情に応じた取組みを進める

超少子高齢化やライフスタイルの多様化を背景として、日常生活の困りごとが複雑化しているなか、自身や家族の健康問題や子育て、介護、虐待などの福祉分野の困りごとを持っている住民に対して、地域からの手助けにより支えていく取組みが求められています。

このため、世代間交流や見守りなどの必要性について、各地域の関係者や住民の皆さんとの話し合いを重ねながら共通認識を高めます。さらに、地域の課題解決に向けて、行政、社会福祉協議会、町民、関係機関が相互に連携・協働していくことができる、地域力の高いまちづくりを目指します。

| 施策                         | 施策内容                                                                                                                                           | 主体               |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ①地域のこについて話し合う場づくり          | 在宅で高齢者や障がいのある人を介護している家庭の暮らしを地域の互助により見守っていくとともに、行政や社会福祉協議会等が行う家族介護者のための様々な事業などについて、事業の活用を促進していきます。                                              | 社会福祉課<br>長寿介護課   |
| ②公共施設や空き店舗等の有効活用           | 公共施設や地区公民館、空き店舗や余裕教室などを地域福祉活動拠点として活用方法についての模索を進めます。                                                                                            | 社会福祉課<br>学校教育課   |
| ③身近な地域生活課題を相談し、解決できる仕組みづくり | 地域で抱えている生活課題等について、区長や班長、民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会、関係機関等に相談するなど、いち早く解決の糸口を見つけ出せるよう、日頃からの関係づくりに努めます。さらに、対応した案件を地域課題としてとらえ、小地域における助け合い活動に発展できるよう支援します。 | 社会福祉課<br>社会福祉協議会 |
| ④属性を問わない相談支援(※2)体制の強化      | 社会福祉協議会と地域包括支援センター(※1)と連携して地域福祉コーディネーター兼相談包括化推進委員を配置するとともに、属性を問わない相談窓口の設置及び他機関と連携して支援体制の構築を図ります。                                               | くらし環境課<br>社会福祉課  |

## 《住民などに求めたいこと》

- 自分たちが暮らす地域をより良い地域にしていくために、普段から住民同士の交流を深めましょう。
- 行政や社会福祉協議会などが発信する情報に関心を寄せるとともに、地域活動に可能な範囲で支援に参加しましょう。

## 【目標（指標）】

| 指標名                              | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                       |
|----------------------------------|----------------|-----------------|-----------------------------|
| 「町民が地域で互いに支え合って暮らしている」と回答する町民の割合 | 57%            | 65%             | 町民意識調査                      |
| 福祉総合相談事業における相談対応件数               | 835件           | 900件            | 小山町社会福祉協議会が対応した福祉総合相談対応件数   |
| 民生委員・児童委員の相談及び情報提供件数             | 631件           | 650件            | 民生委員・児童委員が対応し、情報提供した年間相談延件数 |

※1 地域包括支援センター:地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支える機関のこと。主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等が、チームで高齢者や家族の支援を行っている。

※2 属性を問わない相談支援:子ども、障がい者、高齢者、生活困窮などの制度や分野を超えた相談支援。

## 2-2 消費者被害の未然防止・拡大防止

近年、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化や悪徳事業者の手口の巧妙化、複雑化等により、高齢者を中心として消費者被害が全国的に増加しています。消費者被害をくい止めるには、地域や学校、高齢者への消費者教育の推進と体制づくりを進め、高齢者や障がい者本人の問題意識を高めていくとともに、家族やまわりの方々の協力により、相談機関につないでいただくことが重要です。

また、住民の皆さまに、消費者被害に関する知識を深めていただき、見守りの活動を強化することで、消費者被害の発生と拡大を防止していきます。

| 施策                | 施策内容                                                                                  | 主体              |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①消費者被害の防止に向けた意識啓発 | 啓発パンフレットの配布、広報紙・同報無線・LINE等による注意喚起など、消費者被害の防止について意識啓発を強化します。                           | 社会福祉課<br>くらし環境課 |
| ②消費生活センター（※1）との連携 | 消費者一人ひとりが自己責任の考え方に立って自主的に合理的な消費行動のできる「賢い消費者」となっていけるように、消費生活センターと連携した情報提供と意識啓発に取り組めます。 | くらし環境課          |
| ③消費者被害を防ぐ見守り      | 消費者被害にあう確率の高い一人暮らし高齢者等に対し、ふれあい茶論やシニアクラブの活動等を通じて、地域ぐるみの見守りができるよう継続的に取り組めます。            | 社会福祉協議会         |

### 《住民などに求めたいこと》

- 契約する前に分からないこと、不安なことがあれば、消費生活センターなどに相談しましょう。
- 一人暮らし高齢者など、被害にあいやすい人がトラブルに巻き込まれないように、普段から声をかけましょう。

【目標（指標）】

| 指標名                                  | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                                 |
|--------------------------------------|----------------|-----------------|---------------------------------------|
| 「消費生活のトラブルが少なく、安心して生活ができる」と回答する町民の割合 | 78%            | 85%             | 町民意識調査                                |
| 小山町消費生活センターへの相談及び情報提供件数              | 142件           | 200件            | 小山町消費生活センターへの相談件数をトラブル防止につながった件数として積算 |

※1 消費者センター:消費生活について相談を受けるとともに、消費者教育や、啓発を通して、暮らしに役立つ情報を提供している窓口

## 2-3 障がい者の生活・就労を支援する

障がいのある人が地域生活へと移行していくことを目指して、障がい者の社会参加に向けた啓発活動をはじめ、ノーマライゼーション（※1）だけでなく、その地域社会のなかで役割を持ち、また就労を通じて少しずつ経済的に自立していくことが重要です。このため、事業主や関係機関の理解を得ながら一般就労、福祉的就労の支援を進めていきます。

| 施策                         | 施策内容                                                                                                              | 主体    |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①障がいのある人の社会参加に向けた啓発        | 障がいのある人が地域活動に参加できるよう、ボランティア活動や地域イベント等への参加機会の提供に努めます。<br><br>また、地域の人がノーマライゼーションやバリアフリーの正しい知識を持つための啓発・広報活動の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| ②公共施設を活用した社会参加の場の確保        | 公共施設等でカフェの設置等、障がい者団体等による出店を促進し、障がいのある人の社会参加の場の確保に努めます。                                                            | 社会福祉課 |
| ③障がい者就労への支援                | 事業主の理解と協力を得るため、民間企業や関係団体に対する啓発活動に努め、ハローワークや企業等の関係機関と障害者雇用促進に向けた連携の強化を図ります。                                        | 社会福祉課 |
| ④相談支援体制の強化                 | 障がいのある人やその家族が抱える悩みや不安に対して相談できる窓口を設置し、必要な情報提供や支援サービスへつなぐ等、相談体制の充実を図ります。                                            | 社会福祉課 |
| ⑤福祉サービスの充実                 | 障がいのある人たちが、自立した暮らしを送ることができるよう必要な福祉サービスの周知と支援が受けられる体制を整備します。                                                       | 社会福祉課 |
| ⑥手話通訳者の育成・派遣               | 御殿場市と合同で手話奉仕員養成講座による手話通訳者の育成を行うとともに、手話通訳者派遣事業等による通訳者の派遣を行います。                                                     | 社会福祉課 |
| ⑦就労支援施設の機能の拡充<br><b>新規</b> | 町内に唯一ある就労継続支援施設「ワークホーム・アップル」の機能拡充を検討し、実現に努めます。                                                                    | 社会福祉課 |

| 施策               | 施策内容                                                                                    | 主体    |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ⑧授産製品の販路拡大       | 御殿場・小山障害児者自立支援協議会の就労支援部会等により作成された授産製品パンフレットを活用し、製作された自主授産製品を役場本庁舎等における販売場所の確保及び周知に努めます。 | 社会福祉課 |
| ⑨障害者差別解消に向けた取り組み | 地域住民と共生を促進するため「障害を理由とする差別」を解消し、障がいのある人が地域社会で平等に生活できる環境づくりを進めます。                         | 社会福祉課 |

### 《住民などに求めたいこと》

○さまざまな場面をとらえ、社会参加している障害のある人と交流しましょう。

○役場本庁などに設置・販売している就労支援施設で作成した授産製品を購入することで、障がいのある人の自立を支援しましょう。

### 【目標（指標）】

| 指標名                              | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明  |
|----------------------------------|----------------|-----------------|--------|
| 「障がいのある人が社会参加し、自立している」と回答する町民の割合 | 20%            | 30%             | 町民意識調査 |

※1 ノーマライゼーション:障がい者が排除されないだけでなく、健常者と同等に普通の生活を送ることができる社会を目指すという理念。障がいを持つ人の立場から見れば、障がいの有無や程度にかかわらず、自らの意思で生活のあり方を選択する権利が十分に保障されていることを意味する

※2 就労支援施設:一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う社会福祉施設であり、就労継続支援事業所(A型・B型)や就労移行支援事業所がある。

## 2-4 地域ぐるみで子育てを支援する

子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考えて、当事者の意見を政策に反映していく“こどもまんなか社会”の実現に向けた取り組みを目指して、地域内にある社会資源（ソーシャル・キャピタル）を積極的に利用していくことが大切になっており、地域福祉の分野でコミュニティがしっかりしている小山町では、その効果的な取り組みが期待されます。

なかでも、ファミリー・サポート・センター（※1）の機能の維持・向上に必要な地域人材の確保、学校とこども園（※2）の連携による支援や相談体制の充実、身近な住民や民生委員・児童委員による伴走型の支援などについて、少子化が進む中、地域ぐるみで子育てを支援していきます。

| 施策                         | 施策内容                                                                                                                          | 主体              |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①相談員の包括的な支援体制の構築           | 役場関係部局、地域包括支援センター、学校、こども園など子どもが生活している地域で、相談支援を担当する相談員等の関係者が、情報の共有やケース会議を行い連携のとれた対応を、強化していきます。なかでも学校やこども園との連携については、迅速な対応に努めます。 | こども未来課<br>学校教育課 |
| ②ファミリー・サポート・センター受託会員への参加促進 | 就労や高齢化によるファミリー・サポート・センターの受託会員の減少が課題となっているため、受託会員養成講座への参加を促進します。                                                               | こども未来課          |
| ③子育て支援事業のPR                | 「子育て支援 BOOK」を毎年発行・配布し、民間事業者と連携した子育てにやさしい自治体としてのPRを継続するとともに、子育てサービスに関する新たなニーズの把握に努めます。                                         | こども未来課          |
| ④幼児教育・保育無償化<br><b>新 規</b>  | 幼児教育・保育無償化により、3～5歳児クラスの保育料と、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は、保育料を無償化とします。また、多子軽減制度により、年齢制限なく第2子以降の利用者負担額を無償化します。                            | こども未来課          |
| ⑤こども園への入所調整                | 「こども園待機児童なし」を目指して公立・私立の区分にとらわれない入所調整を継続するとともに、児童数の減少と需要の地域差への対応に向けた取り組みを検討します。                                                | こども未来課          |

| 施策                           | 施策内容                                                                                                                                                        | 主体              |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ⑥保育ニーズへの対応                   | 保育ニーズの増加への対応のため、ファミリー・サポート・センター事業を推進するとともに、放課後児童クラブ等の整備をすすめます。また、これらの取組みについて、回覧や広報を通じた町民への周知を図ります。                                                          | こども未来課          |
| ⑦「こども家庭センター」の新設<br><b>新規</b> | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするために、母子保健と児童福祉が一体的な相談支援体制をとることで、相談・支援の強化を図ります。<br><br>これにより、すべての妊産婦、子育て世帯を対象とした、子どもの包括的・一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を新たに設置します。(R7.4 月設置予定) | こども未来課<br>健康増進課 |
| ⑧児童虐待(※3)防止の啓発や働きかけ・相談体制の強化  | 児童虐待防止推進キャンペーンや広報による啓発活動を実施するほか、家庭児童相談員、こども相談員、臨床心理士、言語聴覚士等の相談員を確保し、児童虐待の早期発見、早期解決を強化していきます。また、日常生活に困難を抱えている方への調整や支援のために、新たに社会福祉士(※4)の人材の確保と配置を進めます。        | こども未来課          |

### 《住民などに求めたいこと》

○虐待についての正しい知識を持ちましょう。

○些細なことであっても、虐待などの可能性に気づいたときは、町や民生委員・児童委員、警察などに相談しましょう。

### 【目標（指標）】

| 指標名                               | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                       |
|-----------------------------------|----------------|-----------------|-----------------------------|
| ファミリー・サポート・センターにおける協力会員数          | 37人            | 45人             | ファミリー・サポート・センターに登録している協力会員数 |
| 「安心して子どもを生み育てる環境が整っている」と回答する町民の割合 | 51%            | 55%             | 町民意識調査                      |

- ※1 ファミリー・サポート・センター:子育て援助活動支援事業とも呼ばれ、子育てに関する援助を受けたい人と援助を行いたい人の間の連絡と調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する、市町村が実施する事業
- ※2 こども園:幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する施設をいう。
- ※3 児童虐待:児童の保護者やその周囲の人などが、児童に対して虐待を加える、もしくは育児放棄することをいう。
- ※4 社会福祉士:「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格。社会福祉士は、同法第2条第1項において『社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整、その他の援助を行うことを業とする者をいう。』と位置づけられている。社会福祉士は、福祉の相談援助に関する高度な専門知識・技術を有し、福祉や医療の相談援助の場において重要な役割を担っている。

## 2-5 支援を必要としている人の安全と安心を守る

アンケート調査によると、災害時における支え合いにおいて必要なこととして「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」「地域における援助体制の構築」「地域の高齢者や障がい者などの避難行動要支援者（※1）の把握」が数多く支持されています。[アンケート調査問31]

このため、支援を必要としている方との日常的な声かけや付き合い、防災体制の充実により、支援を必要とする人の個別避難計画（※2）の作成などにより、地域の安全と安心を守る取組みを継続して進めます。

このほか、消防や救急、交通安全の取組みや、孤立・孤独を防ぐ環境づくりについても、地域の方との互助・共助により、対応を充実していきます。

| 施策                                        | 施策内容                                                                                                                                          | 主体                      |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①防災体制の充実に<br>向けた意識啓発                      | 町内の自主防災組織をはじめ、町主催の防災教室、訓練、出前講座などの機会を通じ、防災意識の向上に向けた啓発活動を実施します。また、近年、備蓄や避難場所などの考え方が更新されているため、今後は、ICTを活用した情報提供や活用などについて、変更点等を分かりやすく啓発する取組みを進めます。 | 危機管理局                   |
| ②避難行動要支援者<br>に対する個別避難<br>計画等の作成<br><br>新規 | 災害時に支援を要する避難行動要支援者の名簿の更新を毎年度行うとともに、町は福祉専門職と協力し、災害時の避難等に特に支援を必要とする要支援者に対し、個別避難計画を作成します。また、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、支援体制の構築に努めます。                  | 危機管理局<br>社会福祉課<br>長寿介護課 |
| ③災害ボランティアセ<br>ンターの設置                      | 大規模災害等避難発生時に、被災地の円滑な復興を図るため、関係機関やNPO等と連携しながら、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。また、災害ボランティアセンターにおける活動人材の育成に取組みます。                                        | 社会福祉協議会                 |
| ④町民と消防関係機<br>関等が連携した快<br>適生活の確保           | 町民の安全で快適な生活を確保するために、町民一人ひとりの消防・救急に対する意識の醸成に、向けた取組みを強化します。                                                                                     | 危機管理局<br>小山消防署          |

| 施策                             | 施策内容                                                                                                                             | 主体                       |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ⑤高齢者にかかる交通事故防止の取り組み            | 高齢者の認知能力・運転能力の低下に伴う交通事故を防止するために、シニアクラブや自治会及び警察等が連携した情報提供、交通安全教育の充実を図るとともに、公共交通の利用促進に努めます。                                        | 長寿介護課<br>くらし環境課<br>企画政策課 |
| ⑥運転免許返納への支援                    | 高齢者が、安心して運転免許を返納できるよう、運転経歴証明書交付手数料助成事業を推進するとともに、免許返納後の交通利便性を補うためのバスの利用券の給付等を進めます。                                                | くらし環境課                   |
| ⑦高齢者の安心・安全な運転への支援              | 高齢者の安心・安全な運転を支援するため、「後付けできる運転サポート装置」の購入・設置に対する助成制度の見直しを検討するほか、夜間における高齢者の歩行を支援するための反射材等の着用を啓発します。                                 | くらし環境課                   |
| ⑧自殺対策の効果的な展開                   | こころの健康相談や保健委員、民生委員児童委員を対象としたゲートキーパー養成講座(※3)の実施を継続していくほか、近年増加している若年層や働き盛り世代の自殺を減らしていくため、SOS の出し方教育の啓発や企業等へのゲートキーパー養成講座の実施に取り組めます。 | 健康増進課                    |
| ⑨孤立・孤独・ひきこもり対策の推進<br><b>新規</b> | 孤立・孤独・ひきこもりの実態を把握しながら、アウトリーチなどの寄り添った支援により、少しでも社会とのつながりを持てるよう支援します。                                                               | 社会福祉課                    |

### 《住民などに求めたいこと》

- 孤独・孤立・ひきこもりについて、周りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人を支援しましょう。
- 自家用車の運転に不安を感じる、または、周囲から運転をやめるよう促されたときは、運転免許証の返納を検討しましょう。
- 防災訓練に参加して、防災への意識を持ち避難所の確認、食料の備蓄などの準備をしておきましょう。
- 自分だけでは避難が難しい人、自力での避難に自信がない人は、避難行動要支援者名簿の登録や、個別避難計画の作成を検討しましょう。

【目標（指標）】

| 指標名        | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                                                      |
|------------|----------------|-----------------|------------------------------------------------------------|
| 地域防災訓練参加者数 | 6,043人         | 6,000人          | 各自主防災会が主体となって実施する地域防災訓練に参加した人数（今後の人口減少を想定し、目標値を維持する指標とする。） |

- ※1 避難行動要支援者:災害時に危険を察知したり、状況判断等を行うことが困難、また、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など、在宅で生活している人
- ※2 個別避難計画:避難行動要支援者一人ひとりについて、あらかじめ、避難支援者や避難場所、避難時に配慮を要する事項など、避難支援に必要な情報を記載するもの
- ※3 ゲートキーパー養成講座:ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことである。それぞれの地域では、実情にあった形でゲートキーパーの養成が積極的に取り組まれており、各地域における受講者は、自殺対策に係るボランティアのみならず、保健医療福祉従事者、区関係者、民生委員・児童委員など、支援の輪は広がっている。

## 2-6 権利擁護の取組みを進める 【成年後見制度利用促進基本計画】

地域共生社会の実現に向けた包括的支援の実施に当たっては、専門職をはじめとする関係者が、本人を中心として「伴走」する意識を持ち、本人の意思を丁寧にくみ取って自己決定を支援することが必要です。

特に、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人が、本人の意思が反映され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるために、財産や権利を擁護する体制の充実が求められています。

このため、日常生活自立支援事業の認知度向上、成年後見制度（※1）の普及・利用の促進、市民後見人（※2）の育成に取り組めます。

| 施策                     | 施策内容                                                                                 | 主体                        |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ①成年後見制度の普及啓発           | 講演会の開催等により、成年後見制度に関する知識や理解の普及啓発を行います。                                                | 長寿介護課<br>社会福祉課<br>社会福祉協議会 |
| ②横断的なケース会議の開催          | 高齢者、障がい者、子ども等への虐待、DV（※3）、いじめ等の防止に関する普及啓発活動の推進、関係機関の横断的なケース会議を継続開催します。                | 長寿介護課<br>社会福祉課            |
| ③成年後見制度利用促進懇談会の継続開催    | 小山町成年後見制度利用促進懇談会を継続開催するとともに、チームで支援・対応できる体制として支援調整会議等を継続実施します。                        | 長寿介護課<br>社会福祉課            |
| ④地域連携ネットワーク連絡協議会の設置・開催 | 御殿場市・小山町成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を設置し、定期的な協議会の開催を継続します。                                  | 長寿介護課<br>社会福祉課<br>社会福祉協議会 |
| ⑤権利擁護支援センター事業の実施とPR    | 高齢者、障がい者等の権利擁護に関する総合的な支援事業（権利擁護支援センター事業）を実施するとともに、チラシの作成と配架により事業PRを実施します。            | 社会福祉協議会<br>長寿介護課<br>社会福祉課 |
| ⑥成年後見制度の利用促進           | 成年後見制度の利用を促進するため、報酬を助成します。<br><br>また、制度の利用にあたり、審判請求費用の負担能力のない人に対して、一部又は全部を継続して助成します。 | 社会福祉課<br>長寿介護課            |

| 施策               | 施策内容                                                                                                                                    | 主体                        |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ⑦法人後見事業の充実       | 社会福祉協議会が実施する法人後見事業の充実のため、後見支援員(※4)に関する人件費の一部を継続して助成します。                                                                                 | 長寿介護課<br>社会福祉課            |
| ⑧市民後見人の育成        | 市民後見人養成講座を定期的に行います。講座修了者のうち、市民後見人、生活支援員(※5)又は後見支援員として活動する意思がある方には、実地研修を実施し、市民後見人候補者名簿に登録します。また、市民後見人候補者名簿に登録されている方を対象に、フォローアップ研修を実施します。 | 長寿介護課<br>社会福祉課<br>社会福祉協議会 |
| ⑨日常生活自立支援事業の継続実施 | 判断能力に不安がある人への福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類預かり等の「日常生活自立支援事業」を継続実施します。                                                                              | 社会福祉協議会                   |

#### 《住民などに求めていること》

○成年後見制度の対象となりそうな人に気づいたら、町や社会福祉協議会などに相談しましょう。

○成年後見制度に興味のある人は、市民後見人養成講座に参加しましょう。

#### 【目標（指標）】

| 指標名                               | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                        |
|-----------------------------------|----------------|-----------------|------------------------------|
| 市民後見人、生活支援員<br>又は後見支援員として活動している人数 | 7人             | 10人             | 市民後見人養成講座を受講された方のうち、活動している人数 |

※1 成年後見制度:成年後見制度は精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度である。

※2 市民後見人:市民後見人とは、親族以外の住民による後見人のことである。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行うものであり、住民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動ができ、地域における支えあい活動に主体的に参画する人材として期待されている。

※3 DV:英語の「Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)」の略称。配偶者や家族、交際相手などの身内から受ける身体・精神・経済的な暴力を指す。

※4 後見支援員:自治体が開催する市民後見人養成講座を受講し、成年後見に関する知識・技術・姿勢を習得したのち、地元社協やNPOなどが実施する法人後見事業を支援する業務に従事する者

※5 生活支援員:高齢者や障がい者が安心して生活が送れるようにサポートし、心身機能の維持と向上、社会参加や就労に向けた活動を支援する専門職

## 2-7 再犯防止の取組みを進める 【再犯防止推進計画】

犯罪をした者の中には、貧困、疾病、依存症、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える方がおり、これらの方が善良な社会の一員として自立し、改善更生していくためには、国、地方公共団体、民間団体等が連携し「息の長い」支援を実施する必要があります。

こうしたことから、平成 28 年 12 月に「再犯防止推進法」が制定され、同条第 8 条により、都道府県及び市町村における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

本計画は再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけられます。また、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる「地域共生社会の実現」を推進することで再犯を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。〔アンケート調査問 36〕

| 施策                       | 施策内容                                                                                                                                 | 主体             |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①再犯防止活動に関する情報の発信         | 犯罪と非行の防止と、犯罪をした人等の社会復帰を支援することの重要性について、地域の理解を深めることを目的として、「社会を明るくする運動」をはじめとした広報・啓発活動を推進します。                                            | 社会福祉課          |
| ②就労・住居の支援                | 犯罪をした方等の中には、就労に結びついていない場合や、安心して居住することができていない場合があることから、北駿地区保護司会や協力雇用主会と協力・連携し就労支援及び適切な居住の確保を進めます。                                     | 社会福祉課          |
| ③犯罪・非行をした人が地域で孤立しないための支援 | 犯罪をした方等が、再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、指導・支援に当たる保護司や社会復帰を支援する活動を行う更生保護女性会などの関係団体、保護観察所などの関係機関と連携を進めるとともに、地域社会の一員として立ち直りを支援する取組みを進めていきます。 | 社会福祉課          |
| ④非行防止と修学支援               | 「社会を明るくする運動」の活動等で、町内の小中学校等でミニ集会を開催し、犯罪や薬物乱用の恐ろしさについて周知し、町内の児童・生徒の非行の未然防止につなげます。                                                      | 社会福祉課<br>学校教育課 |

| 施策                      | 施策内容                                               | 主体    |
|-------------------------|----------------------------------------------------|-------|
| ⑤保護司と更生保護ボランティアの確保と活動支援 | 保護司制度や更生保護活動の周知を行い、保護司と更生保護女性会等の人材確保及び活動への協力に努めます。 | 社会福祉課 |

#### 《住民などに求めたいこと》

○社会を明るくする運動に協力しましょう。

○犯罪や非行から立ち直ろうとしている人に対し、偏見を持たず、温かい目で見守りましょう。

#### 【目標（指標）】

| 指標名                                   | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明  |
|---------------------------------------|----------------|-----------------|--------|
| 「社会を明るくする運動」を知っている町民の割合               | 63.4%          | 70%             | 町民意識調査 |
| 「交通事故や犯罪が少なく、安全で安心して生活ができる」と回答する町民の割合 | 78%            | 85%             | 町民意識調査 |



### 3-1 サービスを利用しやすい仕組みをつくる

アンケート調査によると、小山町で充実していると思う福祉施策は「通院や外出等の送迎サービス」「健康増進・維持のための相談や訪問指導等サービス」であると回答していますが、どちらも10～15%程度となっています。このことから、サービスを受けたい町内の方が、そのサービスを受けられていない状況や、現在受けているサービス内容が希望どおりではない状況が伺えます。[アンケート調査問 43]

福祉に関するサービスを受けるには、地域の福祉情報を知ることが必要であり、そのうえで、サービスを必要とする人が利用しやすい環境や、より良いサービスが受けられる体制や機能を充実させていく取組みを進めていきます。

| 施策                       | 施策内容                                                                                                 | 主体    |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①地域包括ケアシステムの構築           | 小山町高齢者保健福祉計画等に基づき、地域ケア会議の充実、総合的な相談支援の実施、地域包括ケアのネットワークの強化などにより、地域の資源を活かした地域包括ケアシステムの構築を推進します。         | 長寿介護課 |
| ②認知症対策の推進                | 認知症サポーターの養成講座や認知症に関する相談の実施とともに、認知症ケアパス(※1)の作成・運用、認知症初期集中支援チーム(※2)による支援の実施等により、認知症対策を推進します。           | 長寿介護課 |
| ③医療機関や介護事業者との連携          | 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護事業者との連携を強化します。                                                      | 長寿介護課 |
| ④多様化・複雑化する福祉ニーズへの支援体制の推進 | 多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、福祉主管課に保健師を配置します。また、各種相談窓口において、高齢者、障がい者、生活困窮者など属性を問わず困りごとを受け止め、適切な支援へとつなげていきます。 | 社会福祉課 |

| 施策                  | 施策内容                                                                                                                                                                                   | 主体                                  |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| ⑤相談員の対応力の強化とPR      | 相談員の資質向上を図るため、相談援助技術に関する研修参加の機会を設けます。また、日時を指定している相談では、開設日以外の日常的な相談体制を整備するため、職員研修を拡充するとともに、相談機関の連携を図り、断らない相談を実践します。さらに、相談者の利便性やプライバシー保護等を考慮し、定期相談日における電話相談の利用についても積極的に周知していきます。         | 社会福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課<br>社会福祉協議会 |
| ⑥高齢者の孤立防止の推進        | 社会福祉協議会と連携し、緊急通報体制整備事業(※3)やふれあい茶論、配食サービスを通じ、高齢者の孤立防止に取り組むとともに、介護予防の充実を図ります。特に配食サービスについては、配食者数の増加に努め、事業者による見守りを強化します。                                                                   | 長寿介護課<br>社会福祉協議会                    |
| ⑦生活支援体制整備事業の実施      | 関係機関等の連携を強化し、情報共有を図り、住民の個別の課題や地域の課題の拾い出しや解決策の検討を行い、生活支援コーディネーター(※4)を調整役とし、町民や各種団体、ボランティア等と連携協働で問題解決を図ります。                                                                              | 長寿介護課<br>社会福祉協議会                    |
| ⑧生活困窮者支援のための相談支援の充実 | 経済的な面などで生活に困難を抱えた人に対する自立に向けた相談に対し、他の問題を抱えていないか等、複合的な課題を想定し、相談支援体制を充実します。また、生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業などについても、関係機関と連携しながら支援を行います。このほか、NPO法人等との連携によるフードバンク(※5)やフードドライブ等の食糧支援事業についても推進していきます。 | 社会福祉課<br>社会福祉協議会                    |

### 《住民などに求めたいこと》

- 自分で問題を抱え込まずに相談できるように、日頃から相談窓口などの情報を収集しましょう。
- 生活に困窮している人や虐待、DVを受けている心配がある人に気づいたら、町や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などに相談しましょう。
- 地域で孤立していそうな高齢者がいたら、声をかけたり見守りをしましょう。

# 【目標（指標）】

| 指標名                       | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                     |
|---------------------------|----------------|-----------------|---------------------------|
| ふれあい茶論運営協力委員のうち65歳未満の登録者数 | 24人            | 35人             | ふれあい茶論運営協力委員のうち65歳未満の登録者数 |

- ※1 認知症ケアパス:認知症が疑われる場合、誰が、いつ、どこで、何をしたらよいか等、医療や介護などの提供の流れを示すもの。
- ※2 認知症初期集中支援チーム:複数の専門職が、家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。
- ※3 緊急通報体制整備事業:65歳以上のひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与する事業であり、NTTや消防本部等との連携による運用されている。
- ※4 生活支援コーディネーター:生活支援コーディネーターは別名で、「地域支えあい推進員」とも呼ばれている。厚生労働省は生活支援コーディネーターの役割について「高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者」と定めている。
- ※5 フードバンク:包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動及びその活動を行う団体をいう。また、フードドライブは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の生活困窮者、子ども食堂や施設、フードバンクなどに寄付する活動である。

### 3-2 関係組織のネットワーク化を進める

現在、地域福祉の取組みは、団体活動や個人活動がそれぞれに展開されており、お互いの状況を知らないまま進められているケースが少なくありません。

町内には、充実した地域福祉活動に向けて協力し合える場面があり、民生委員・児童委員をはじめとする各種委員、事業者、学校、地域組織、関係機関など、地域に存在するさまざまな機関との連携・協働が期待されています。

このため、地域福祉コーディネーターを配置し、行政と社会福祉協議会が連携しながら、地域福祉を推進する資源となるボランティア、NPO等の地域活動団体、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等のネットワークづくりに取組みます。

| 施策                      | 施策内容                                                                                                                    | 主体                        |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ①見守りネットワーク機能の拡充         | 地域包括支援センターや事業所、商店、自治会等と連携し、高齢者等の見守りネットワーク機能の維持・拡充を図り、高齢者の状態の変化に迅速に対応できる体制をさらに強化していきます。                                  | 社会福祉課<br>長寿介護課<br>社会福祉協議会 |
| ②地域福祉関係団体の連携強化          | 地域福祉関係団体への活動費用助成を継続して実施するほか、地域福祉に取り組む団体が一堂に会し町内の福祉に関する情報を共有できるような場（おやま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議（※1））を、社会福祉協議会と連携して定期的を開催します。  | 社会福祉課<br>長寿介護課<br>社会福祉協議会 |
| ③在宅医療・介護関係団体等による連携・機能強化 | 多様化・複雑化している福祉課題に対応していくため、在宅医療・保健・福祉・介護分野の各種関係団体を対象とした研修会等の開催を継続していくほか、団体が連携しやすい環境づくりを継続します。                             | 長寿介護課<br>健康増進課<br>社会福祉課   |
| ④就労に関する機関の効果的な連携の推進     | 障がい者等の一般就労及び福祉的就労への移行を高めていくため、ハローワークや商工会等の受入れ紹介機関と就労支援施設の連携強化に取り組み、就労先で求められている具体的な作業と訓練プログラムをすり合わせることで、就労への定着を向上していきます。 | 社会福祉課                     |

### 《住民などに求めたいこと》

○高齢者や障がいのある人、介護や子育てが忙しすぎる人、8050問題やヤングケアラー、困難な課題に陥りやすい人など、困りごとを抱えている人を知ったときは、遠慮なく相談するよう促しましょう。

○地域での見守りや声掛けを通じて、地域での支援を必要とする人を発見したときは、困りごとの内容を聞き、必要な支援や地域での助け合いにつなげましょう。

### 【目標（指標）】

| 指標名                               | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                               |
|-----------------------------------|----------------|-----------------|-------------------------------------|
| おやま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議<br>構成法人加入率 | 100%           | 100%            | おやま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議構成法人等の参加団体加入率 |
| 複数法人連携による生活<br>支援サービス事業数          | 2事業            | 4事業             | 2以上の法人が連携して実施している生活支援関連サービス事業数      |

※1 おやま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議：小山町内を活動エリアとしている福祉・介護・医療系法人が一同に会し、法人の種別を越えた連携を図りながら、各法人が単独では解決できない地域の福祉課題の解決に向けて、より積極的な社会貢献活動や新たなしくみづくりを模索していく必要があることから、平成29年度に立ち上げられた「法人間連携プラットフォーム」である。

### 3-3 サービスの提供を充実する

近年、ひきこもりやゴミ屋敷問題、親の介護と子育てを同時に担うダブルケア、高齢の親と働いていない独身の50代の子どもが同居している世帯（いわゆる8050問題）といった複合的な課題など、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが多様化・複雑化しています。

また、血縁、地縁による地域のコミュニティについては、都市部と比較してつながりを保っていますが、新型コロナウイルス感染症による影響により希薄化が叫ばれています。

さらに、生産年齢人口の減少と高齢化によって、公的サービスによる「公助」や制度化された「共助」を進めていく担い手が不足し始めており、人材の確保が難しくなっています。

このような中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくためには、福祉サービスに関する生産性の向上は不可欠であり、サービスの内容や進め方について工夫していく必要があります。

| 施策                     | 施策内容                                                                                                                                                          | 主体             |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①利用者の適切なサービス選択の確保      | サービスの評価やサービス内容等に関する情報開示等により、利用者の適切なサービス選択の確保を支援します                                                                                                            | 社会福祉課          |
| ②介護事業所等のサービス向上に向けた取り組み | サービスの質を確保・向上するため、町内介護事業所や福祉施設等に情報提供を行い、相談や協議ができる関係づくりに努めます。                                                                                                   | 社会福祉課<br>介護長寿課 |
| ③買い物困難者等に対する移動支援体制の推進  | 交通手段がない、身体的な事情を抱えているなど、何らかの理由で日常の買い物が困難な高齢者、障がいのある人、妊産婦を含めた子育て世代等を対象に、各種機関・団体及び当事者である町民と連携しながら、デマンドバスや福祉有償運送（※1）を含む移動支援事業、移動販売や町民による買い物バスツアーの充実に向けた取り組みを進めます。 | 社会福祉課<br>介護長寿課 |

#### 《住民などに求めたいこと》

○情報発信されている福祉サービスの内容や利用方法等について、正しい知識を身につけましょう。

○町内で提供されている福祉サービスについて、町や社会福祉協議会に相談しましょう。

○福祉サービスの情報について、地域で話し合しましょう。

【目標（指標）】

| 指標名                                  | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                                                                  |
|--------------------------------------|----------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 住民参加型福祉サービス<br>「オンリー・ユー ♪」の延<br>利用件数 | 107件           | 150件            | 社会福祉協議会が実施してい<br>る住民参加型福祉サービス<br>「オンリー・ユー ♪」の年間延<br>利用件数               |
| 高齢者向け配食サービス<br>「おまち堂」(※2)の延利<br>用件数  | 1,103件         | 2,000件          | 社会福祉協議会が他の社会福<br>祉法人との連携により実施し<br>ている高齢者向け配食サービ<br>ス「おまち堂」の年間延利用件<br>数 |

※1 福祉有償運送:NPO 等が自家用自動車を使用して、身体障がい者、要介護者等の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つである。

※2 高齢者向け配食サービス「おまち堂」:在宅高齢者に対して、栄養改善と見守りを兼ねた配食の提供により、介護状態への進行の防止を図り、高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう支援するための高齢者向け配食サービスであり、平成29年度に社会福祉法人である小山町社会福祉協議会と寿康会のコンソーシアムにより運営されている事業である。

### 3-4 重層的な支援体制の構築 【小山町重層的支援体制整備事業実施計画】

本町では、包括的支援体制を強化するために、令和2年度から介護、障がい、子ども、生活困窮などの各窓口における相談対応の整備に取り組んでいます。この取り組みは、各窓口に持ち込まれた相談のうち、窓口担当課だけでは対応が困難な個別事案について、多機関で構成している支援会議により対応を検討し、解決へとつなげていくものです。この取り組みは少しずつ成果をあげつつありますが、自ら相談に来ることができない方や、制度の狭間により相談支援につながらず、課題解決が先延ばしにならざるを得ない事案もあり、今後さらに相談支援体制の充実を図る必要があります。

本町における包括的支援体制を構築するため、国の指針に基づき、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施していきます。

また、本事業を実施するにあたり制度の狭間や複合的な課題に対応していくためには、行政及び関係機関との連携や協働が不可欠であるため、関係する機関等と共通認識を図り、一つのチームとして取り組みを進めていきます。

#### ①包括的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

設置形態：基本型（既存の体制を利用）

| 施策                   | 施策内容                                                                                                                                      | 主体              |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①-1<br>地域包括支援センターの運営 | 介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。                 | 長寿介護課           |
| ①-2<br>障害者相談支援事業     | 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、障害のある人の虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、権利擁護を目的とした支援を行います。                               | 社会福祉課           |
| ①-3<br>利用者支援事業       | 子ども・子育て支援法及び母子保健法に基づき、子育て家庭や妊産婦を対象に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供します。 | こども未来課<br>健康増進課 |

| 施策                       | 施策内容                                                                                                              | 主体    |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①－４<br>福祉事務所未設置町村による相談事業 | 生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所未設置町村において、一次的な相談窓口として、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、県との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨等、必要な支援を行います。 | 社会福祉課 |

②参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

| 施策            | 施策内容                                                                                                                                                           | 主体    |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ②－１<br>参加支援事業 | 既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。 | 社会福祉課 |

③地域づくりに向けた支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

| 施策                         | 施策内容                                                                 | 主体     |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------|
| ③－１<br>地域介護予防活動支援事業        | 高齢者の居場所やふれあい茶論等を対象に、口腔ケア、栄養、運動指導等に係る専門家を派遣し、地域における介護予防活動の支援を行います。    | 長寿介護課  |
| ③－２<br>生活支援体制整備事業          | 生活支援コーディネーターを中心に、地域住民、民間企業、行政が連携し、居場所、生活支援、見守りの創出に取り組みます。            | 長寿介護課  |
| ③－３<br>地域活動支援センター事業        | 障害のある人等の通いによる創作的活動や生産活動等の機会の場を設置します。                                 | 社会福祉課  |
| ③－４<br>地域子育て支援拠点事業         | 子育て支援センターやこども園など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供します。      | こども未来課 |
| ③－５<br>生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 身近な地域において住民による共助の取組みを活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保などに取組みます。 | 社会福祉課  |

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

| 施策                            | 施策内容                                                                                | 主体    |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ④－1<br>アウトリーチ等を通じた<br>継続的支援事業 | 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求めることのできない人や、支援につながることに否定的な人に対し、訪問等により支援を届けます。 | 社会福祉課 |

⑤多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号）

| 施策             | 施策内容                                                                                                               | 主体    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ⑤－1<br>多機関協働事業 | 複雑化・複合化した支援ニーズを有し、単独の相談支援機関では解決が難しいケースについて、小山町相談支援包括化支援ネットワーク会議（※1）の開催等、関係機関の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成など全体の調整役を担います。 | 社会福祉課 |

《住民などに求めたいこと》

○困ったことがあったら一人で抱え込まないで、身近な人や専門的な相談機関、町の相談窓口にご相談しましょう。

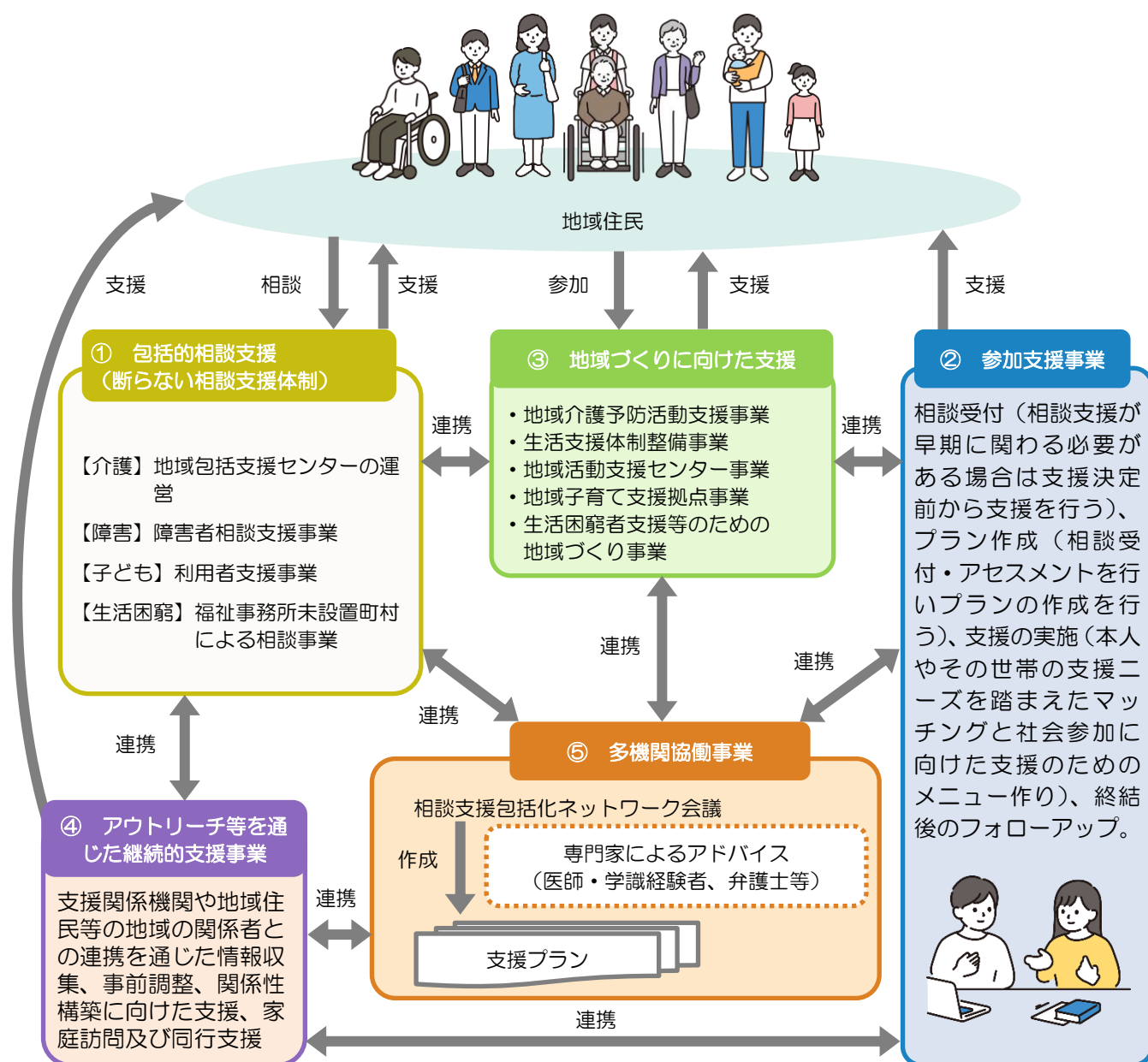
○身の回りで困りごとを抱えている人を知ったときは、遠慮なく相談するよう促しましょう。

【目標（指標）】

| 指標名                                                     | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) | 指標の説明                                          |
|---------------------------------------------------------|----------------|-----------------|------------------------------------------------|
| 地域生活課題に関する相談件数                                          | 141件           | 200件            | 行政や関係機関に寄せられた個人・地域の様々な困りごとの件数（包括的支援体制整備事業での取組） |
| 「地域（近所）において、自身や家族の悩み事などを真剣に相談できる人間関係が構築されている」と回答する町民の割合 | 28%            | 40%             | 町民意識調査                                         |

※1 小山町相談支援包括化ネットワーク会議：本事業においては、国が定めた自治体事務マニュアル等において、「支援会議」及び「重層的支援会議」の設置が示されています。本町では、会議体の乱立を避け柔軟な開催ができるよう、「小山町相談支援包括化ネットワーク会議」を設置し、1つの会議体中で2つの会議機能を持たせ運営することとします。会議は事例の状況や検討事項に応じて、必要な関係機関を招集し、随時開催するものとします。

# 重層的支援体制整備事業のイメージ



### 3-5 社会福祉協議会の基盤を強める

社会福祉協議会には、公的制度やサービスでは提供できない、よりきめ細やかで、町民の持ち味を最大限に生かせる「住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー♪”」や「高齢者向け配食サービス“おまち堂”」「ふれあい茶論」等の事業拡大が期待されています。

また、社会福祉協議会は静岡県知事から指定を受けた介護保険・障害福祉サービス提供事業者でもあり、これまでの実績とノウハウを活かし、町民が求めているサービスを把握し、より良いサービスを提供していくことが今後さらに求められてきます。

一方、アンケート調査によると、社会福祉協議会についても活動内容を知っているのは4割以下となっていることから、地域に暮らす方々の認知度を高め行くことが必要です。[アンケート調査問 23]

このため、社会福祉協議会が地域福祉の推進役として充実した活動が展開できるよう、財源の確保と必要な職員数の確保を進めるとともに、限られた財源や人員で、効率的、効果的な事業を進められるよう、職員の資質向上に努めていきます。

| 施策        | 施策内容                                                                                                                                                                                                                                          | 主体               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ①財源の確保    | <p>地域福祉推進のため、町としての人件費助成制度を維持するとともに、適正な人件費助成に努めます。</p> <p>社会福祉法に定められた地域福祉の中核的推進組織である社会福祉協議会が、「先駆的」かつ「きめ細かな」事業を展開できるように、社協会費や共同募金及び寄附金などの民間福祉財源等の財源確保を図ります。また、効率的な事業執行により経費の縮減に努めます。また、ホームページへのバナー広告の掲載やチャリティーイベントの実施などにより、新たな財源の確保に取り組みます。</p> | 社会福祉課<br>社会福祉協議会 |
| ②マンパワーの確保 | <p>社会福祉協議会の職員を含めて、地域福祉を担う人材が不足している傾向が続いています。地域内にある地域福祉に係る人材資源を掘り起こしていくほか、働きやすく、働き続けられる職場づくりを進めていくことで、マンパワーを確保します。また、多様な人材のボランティア参入を促進し、将来に向けて人材確保の裾野を広げます。</p>                                                                                | 社会福祉協議会          |

| 施策              | 施策内容                                                                                   | 主体      |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ③職員の資質向上        | 地域福祉を担う職員の資質向上に取り組んでいくために、研修体系の整備、処遇改善や資格取得支援、職員交換によるキャリアアップの仕組みづくりなどに取組みます。           | 社会福祉協議会 |
| ④新役員研修の充実       | 経営理念のもと、役職員が連携・協働した法人経営としていくため、新理事・評議員を対象とした研修会の実施、役員への法人運営理解度の向上、役職員へ情報公開の充実などに取組みます。 | 社会福祉協議会 |
| ⑤公益的な活動の推進      | 社会福祉法人としての役割を遂行するため、福祉介護系施設・事業所と連携した「地域における公益的な活動」について、積極的に推進します。                      | 社会福祉協議会 |
| ⑥組織力の強化         | 地域課題や窓口相談に対してチームで対応していく体制づくりを進めるほか、定期的な所属長会議により情報を適切に共有します。                            | 社会福祉協議会 |
| ⑦協働による包括支援体制の強化 | 行政、社会福祉法人、医療法人等と連携し、多機関の協働による包括的支援を行う体制として、小山町相談支援包括化ネットワーク会議に参加し取組みの強化に協力します。         | 社会福祉協議会 |
| ⑧社会福祉協議会への参加促進  | 地域福祉活動情報紙「つながり」やホームページなどを通じた情報発信を継続するとともに、多くの町民の地域福祉活動への主体的な参加を促進します。                  | 社会福祉協議会 |

#### 《住民などに求めたいこと》

- 社会福祉協議会が発信する地域福祉に関する情報を収集しましょう。
- 社会福祉協議会の活動に参加・協力しましょう。

【目標（指標）】

| 指標名                                       | 現状値<br>(令和5年度)     | 目標値<br>(令和11年度)     | 指標の説明                                                               |
|-------------------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 自主財源の確保                                   | 5,538世帯            | 5,565世帯             | 社会福祉協議会の会員世帯数                                                       |
| 理事会及び評議員会の出席率                             | 理事会 82%<br>評議員会84% | 理事会 93%<br>評議員会 85% | 小山町社会福祉協議会における理事会及び評議員会の年間平均出席率                                     |
| 社会福祉協議会における社会福祉士・介護福祉士及び精神保健福祉士（※1）の有資格者数 | 15人                | 17人                 | 国家資格である社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の資格を有している社会福祉協議会の職員数（重複取得している場合は、資格数を算出） |

※1 精神保健福祉士:精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に基づく名称独占の資格。精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 協働により計画を推進する

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、町民や自治組織をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政や社会福祉協議会が連携して、潜在している多様な福祉ニーズについて把握するとともに、対応が可能な取組については、迅速な展開へとつなげていくことが必要となります。

本計画は、行政（国・県・小山町 等）が中心となって、生活に身近な福祉課題についての施策をまとめる「地域福祉計画」と、小山町社会福祉協議会が住民との活動や、地域福祉の充実を掲げている「地域福祉活動計画」の二つの計画を一つの計画として取りまとめています。

この計画策定によって、取組みの重点的かつ効率的な実施や、それぞれの団体や機関において、発展的な活動展開を図ります。

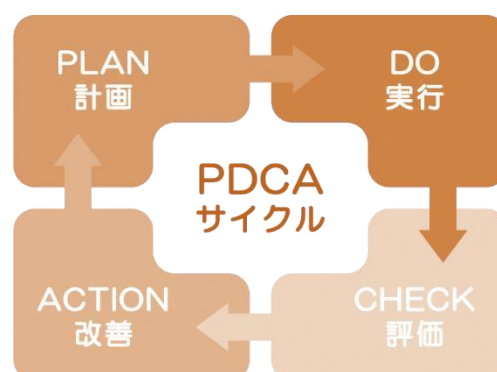
また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、町民をはじめとする、民生委員・児童委員、区、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者と協力・連携し、それぞれの役割のもと、町民参加型の協働によるまちづくりに取り組んでいきます。

### 2 計画の進行管理

円滑な計画の推進を図り、より効果的な進行管理を行うため、小山町地域福祉計画・小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画合同推進委員会において、毎年進捗状況の点検・評価を行います。

このほか、両計画の合同事務局において、取り組みの実施状況等を日頃から確認していきます。

また、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するために、この計画の進行管理は、PDCAサイクル「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」の考え方を基本とします。



## 第6章 資料編

### 小山町地域福祉計画・地域福祉活動計画のためのアンケート調査(概要)

#### ＜アンケート調査の概要＞

##### ○調査目的

本調査は、令和7年度～令和11年度を期間とする小山町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定の基礎資料として、本町の地域福祉を取り巻く現状や課題を把握することを目的に実施したものです。

##### ○調査対象・調査方法

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 調査対象  | 本町にお住いの18歳以上の町民 |
| 抽出数   | 400             |
| 抽出法   | 住民基本台帳による無作為抽出  |
| 調査方法  | 郵送配布・郵送回収       |
| 調査時期  | 令和5年12月～令和6年1月  |
| 調査地域  | 町内全域            |
| 回収数・率 | 153(38.3%)      |

##### ○留意点

- ・集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。よって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない設問があります。
- ・2つ以上の回答が可能な質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える設問があります。

## <アンケート調査結果> （抜粋）

### 回答者の属性

問1 あなたの性別はどちらですか。

・回答者は女性の方が多くなっています。

| No.  | 回答数 |        | 依頼数 |        | 回答率   |
|------|-----|--------|-----|--------|-------|
|      | 数   | 率      | 数   | 率      |       |
| 1 男性 | 59  | 38.6%  | 187 | 46.8%  | 31.6% |
| 2 女性 | 94  | 61.4%  | 213 | 53.2%  | 44.1% |
| 全体   | 153 | 100.0% | 400 | 100.0% | 38.3% |

問2 あなたの年齢は、何歳ですか。

・回答者は50歳以上が8割を占めています。

| No.          | 回答数 |        | 依頼数 |        | 回答率   |
|--------------|-----|--------|-----|--------|-------|
|              | 数   | 率      | 数   | 率      |       |
| 1 18歳・19歳    | 4   | 2.6%   | 10  | 2.5%   | 40.0% |
| 2 20歳から29歳まで | 5   | 3.3%   | 32  | 8.0%   | 15.6% |
| 3 30歳から39歳まで | 5   | 3.3%   | 43  | 10.8%  | 11.6% |
| 4 40歳から49歳まで | 13  | 8.5%   | 53  | 13.3%  | 24.5% |
| 5 50歳から64歳まで | 40  | 26.1%  | 102 | 25.5%  | 39.2% |
| 6 65歳から74歳まで | 36  | 23.5%  | 75  | 18.7%  | 48.0% |
| 7 75歳以上      | 50  | 32.7%  | 85  | 21.2%  | 58.8% |
| 全体           | 153 | 100.0% | 400 | 100.0% | 38.3% |

問3 あなたは、現在どの地域(小学校区)にお住まいですか。

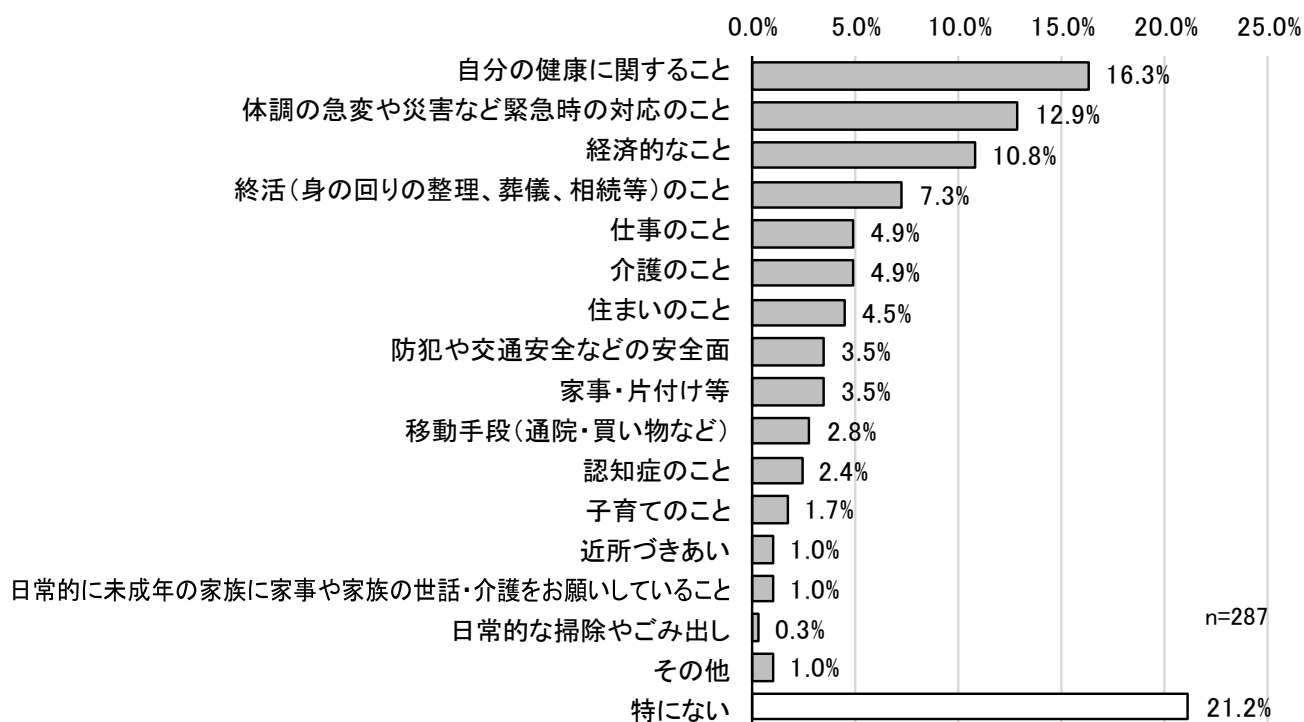
・須走小学校区の回答率が平均回答率を下回っています。

| No.      | 回答数 |        | 依頼数 |        | 回答率   |
|----------|-----|--------|-----|--------|-------|
|          | 数   | 率      | 数   | 率      |       |
| 1 成美小学校区 | 33  | 21.6%  | 85  | 21.3%  | 38.8% |
| 2 明倫小学校区 | 31  | 20.3%  | 71  | 17.8%  | 43.7% |
| 3 足柄小学校区 | 21  | 13.7%  | 43  | 10.8%  | 48.8% |
| 4 北郷小学校区 | 50  | 32.7%  | 127 | 31.8%  | 39.4% |
| 5 須走小学校区 | 18  | 11.8%  | 74  | 18.5%  | 24.3% |
| 全体       | 153 | 100.0% | 400 | 100.0% | 38.3% |

問9 日々の生活で困っていること、悩みは何ですか。(複数回答) [基本計画1-4]

・回答者で悩みを持っている方の悩みは、健康に関することが多くなっています。

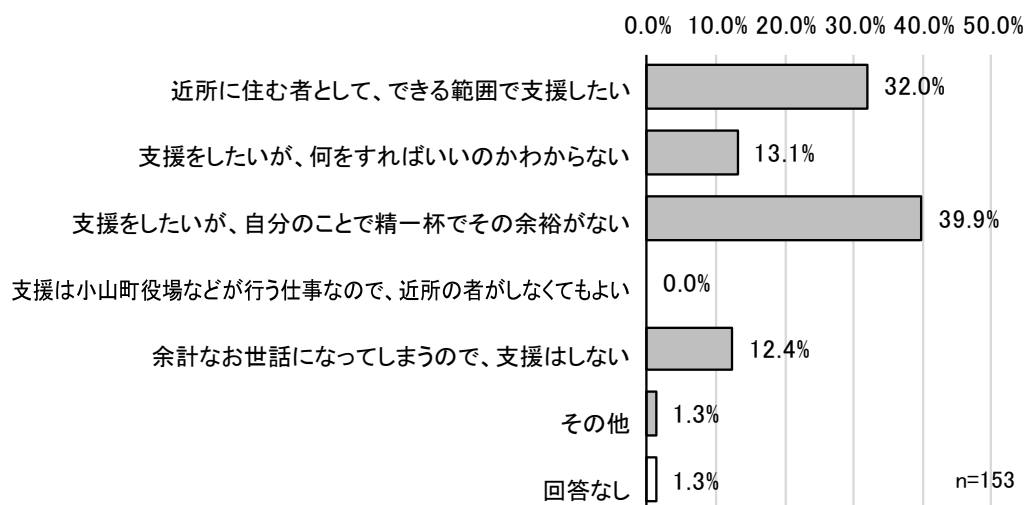
| No.                                 | 数   | 率      |
|-------------------------------------|-----|--------|
| 1 自分の健康に関すること                       | 47  | 16.3%  |
| 2 経済的なこと                            | 31  | 10.8%  |
| 3 体調の急変や災害など緊急時の対応のこと               | 37  | 12.9%  |
| 4 仕事のこと                             | 14  | 4.9%   |
| 5 防犯や交通安全などの安全面                     | 10  | 3.5%   |
| 6 終活(身の回りの整理、葬儀、相続等)のこと             | 21  | 7.3%   |
| 7 住まいのこと                            | 13  | 4.5%   |
| 8 介護のこと                             | 14  | 4.9%   |
| 9 家事・片付け等                           | 10  | 3.5%   |
| 10 子育てのこと                           | 5   | 1.7%   |
| 11 移動手段(通院・買い物など)                   | 8   | 2.8%   |
| 12 認知症のこと                           | 7   | 2.4%   |
| 13 近所づきあい                           | 3   | 1.0%   |
| 14 日常的な掃除やごみ出し                      | 1   | 0.3%   |
| 15 日常的に未成年の家族に家事や家族の世話・介護をお願いしていること | 3   | 1.0%   |
| 16 その他                              | 3   | 1.0%   |
| 17 特にない                             | 61  | 21.2%  |
| 全体                                  | 287 | 100.0% |



問12 あなたは、近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方(ひとり暮らしの 高齢者・介護をしている家族、子育て中の家族等)への支援(日常生活上の手助け・お手伝い)について、最も近い考えはどれですか。 [基本計画1-1]

- ・回答者の近所の方への支援の意向は、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が約4割で、次に多いのは「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が約3割となっています。

| No.                               | 数   | 率      |
|-----------------------------------|-----|--------|
| 1 近所に住む者として、できる範囲で支援したい           | 49  | 32.0%  |
| 2 支援をしたいが、何をすればいいのかわからない          | 20  | 13.1%  |
| 3 支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない       | 61  | 39.9%  |
| 4 支援は小山町役場などが行う仕事なので、近所の者がしなくてもよい | 0   | -      |
| 5 余計なお世話になってしまうので、支援はしない          | 19  | 12.4%  |
| 6 その他                             | 2   | 1.3%   |
| 回答なし                              | 2   | 1.3%   |
| 全体                                | 153 | 100.0% |

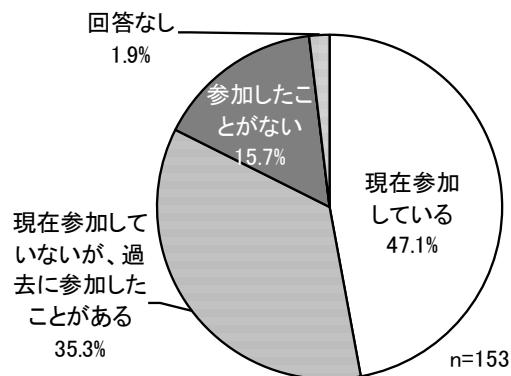


## 地域組織等への参加・活動状況

問16 あなたは、現在、区・班、シニアクラブ(老人クラブ)、子ども会、PTAの活動等の地域組織活動や地域のスポーツ団体・サークル等の活動に参加していますか。 [基本計画1-3]

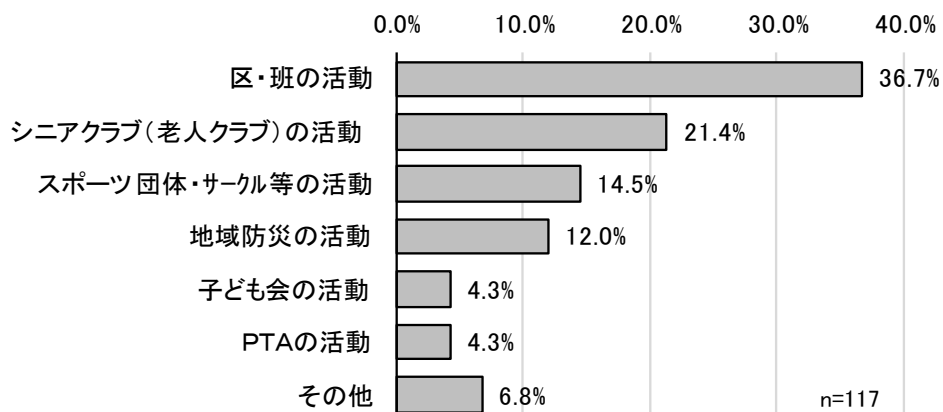
- ・回答者の約5割の方が地域活動等に参加し、そのうち約4割の方が区・班の活動に参加しています。

| No.                       | 数   | 率      |
|---------------------------|-----|--------|
| 1 現在参加している                | 72  | 47.1%  |
| 2 現在参加していないが、過去に参加したことがある | 54  | 35.3%  |
| 3 参加したことがない               | 24  | 15.7%  |
| 4 その他                     | 0   | -      |
| 回答なし                      | 3   | 1.9%   |
| 全体                        | 153 | 100.0% |



問 16-1 どんな活動に参加していますか。(問 16 で「1」を選んだ方のみ回答。複数回答)

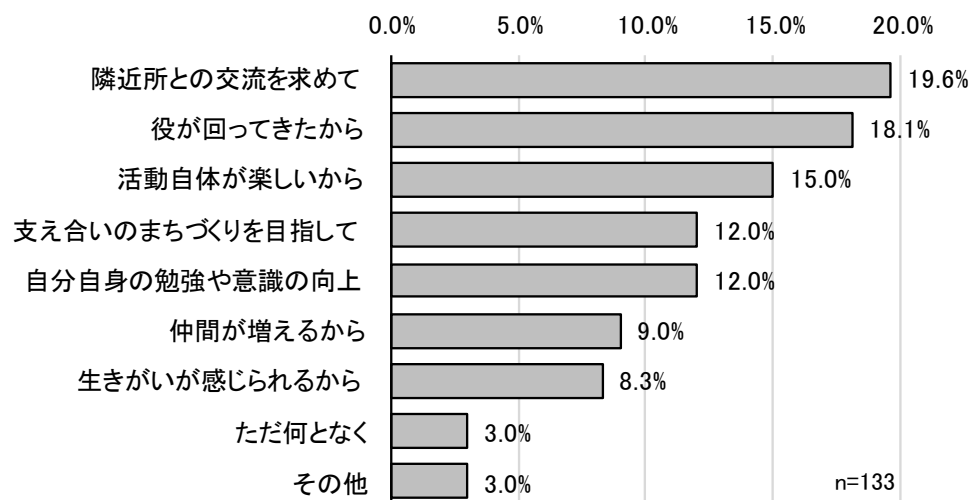
| No.                | 数   | 率      |
|--------------------|-----|--------|
| 1 区・班の活動           | 43  | 36.7%  |
| 2 地域防災の活動          | 14  | 12.0%  |
| 3 子ども会の活動          | 5   | 4.3%   |
| 4 スポーツ団体・サークル等の活動  | 17  | 14.5%  |
| 5 PTAの活動           | 5   | 4.3%   |
| 6 シニアクラブ(老人クラブ)の活動 | 25  | 21.4%  |
| 7 その他              | 8   | 6.8%   |
| 全体                 | 117 | 100.0% |



問 16-2 どのような目的で活動していますか。(問 16 で「1」を選んだ方のみ回答。複数回答)

- ・回答者の活動の目的は、「隣近所との交流を求めて」「役が回ってきたから」の順になっています。

| No.               | 数   | 率      |
|-------------------|-----|--------|
| 1 支え合いのまちづくりを目指して | 16  | 12.0%  |
| 2 隣近所との交流を求めて     | 26  | 19.6%  |
| 3 自分自身の勉強や意識の向上   | 16  | 12.0%  |
| 4 活動自体が楽しいから      | 20  | 15.0%  |
| 5 生きがいを感じられるから    | 11  | 8.3%   |
| 6 仲間が増えるから        | 12  | 9.0%   |
| 7 役が回ってきたから       | 24  | 18.1%  |
| 8 ただ何となく          | 4   | 3.0%   |
| 9 その他             | 4   | 3.0%   |
| 全体                | 133 | 100.0% |



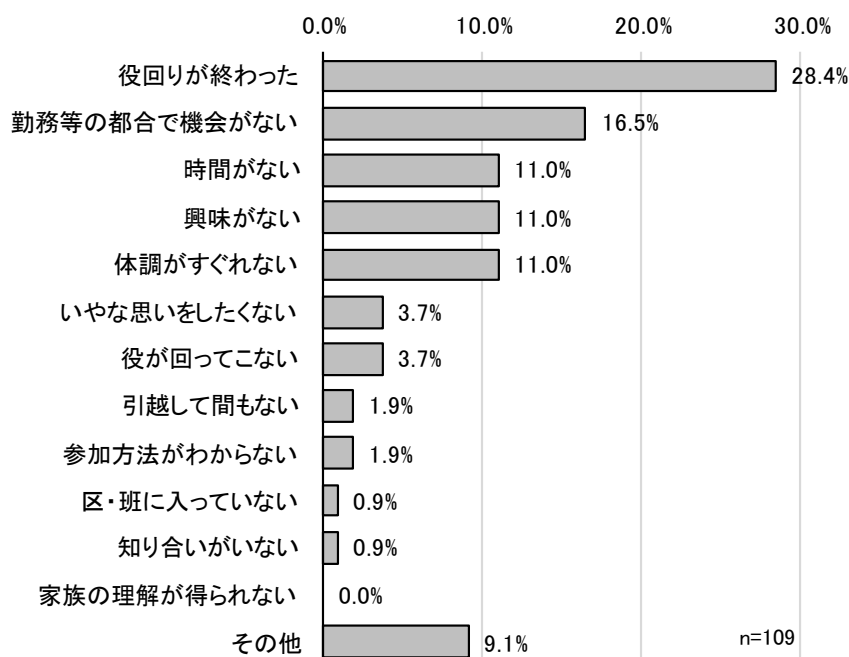
問 16-3 現在活動していない理由は何ですか。(問 16 で「2、3、4」を選んだ方のみ回答。複数回答)

- ・回答者の現在活動していない理由は「役回りが終わった」「勤務等の都合で機会がない」の順になっています。

| No.            | 数   | 率      |
|----------------|-----|--------|
| 1 区・班に入っていない   | 1   | 0.9%   |
| 2 勤務等の都合で機会がない | 18  | 16.5%  |
| 3 引越して間もない     | 2   | 1.9%   |
| 4 参加方法がわからない   | 2   | 1.9%   |
| 5 時間がない        | 12  | 11.0%  |
| 6 興味がない        | 12  | 11.0%  |
| 7 家族の理解が得られない  | 0   | －      |
| 8 体調がすぐれない     | 12  | 11.0%  |
| 9 知り合いがいない     | 1   | .9%    |
| 10 いやな思いをしたくない | 4   | 3.7%   |
| 11 役が回ってこない    | 4   | 3.7%   |
| 12 役回りが終わった    | 31  | 28.4%  |
| 13 その他         | 10  | 9.1%   |
| 全体             | 109 | 100.0% |

その他の内容

- ・介護保険のデイサービスを受けている
- ・子供が行なっている
- ・PTA
- ・居住地と活動可能場所が異なる
- ・高齢
- ・人の中に行きたくない
- ・子ども会の対象がいない
- ・最近まで働いていた
- ・別の家族が活動している



## ボランティア活動

問18 あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか。 [基本計画1-2]

※ここでいう「ボランティア活動」とは、自発性・自主性に基づいて行われる活動(有償のものを含む)をいいます。(区・班、シニアクラブ(老人クラブ)、子ども会、PTAの活動等のような地域組織活動を除く)

- ・回答者の約6割の方は、ボランティア活動への参加希望を持っています。

| No.              | 1<br>参加している | 2<br>以前に参加したことがあるが、現在参加していない | 3<br>まったく参加したことはないが、今後参加したい | 4<br>まったく参加したことはなく、今後参加したいとは思わない | 5<br>その他  | 無回答       |
|------------------|-------------|------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------|-----------|
| 18歳・19歳(n=4)     | 0<br>—      | 2<br>50.0%                   | 2<br>50.0%                  | 0<br>—                           | 0<br>—    | 0<br>—    |
| 20歳から29歳まで(n=5)  | 1<br>20.0%  | 3<br>60.0%                   | 1<br>20.0%                  | 0<br>—                           | 0<br>—    | 0<br>—    |
| 30歳から39歳まで(n=5)  | 1<br>20.0%  | 2<br>40.0%                   | 2<br>40.0%                  | 0<br>—                           | 0<br>—    | 0<br>—    |
| 40歳から49歳まで(n=13) | 0<br>—      | 4<br>30.8%                   | 3<br>23.1%                  | 6<br>46.2%                       | 0<br>—    | 0<br>—    |
| 50歳から64歳まで(n=40) | 0<br>—      | 5<br>12.5%                   | 12<br>30.0%                 | 21<br>52.5%                      | 2<br>5.0% | 0<br>—    |
| 65歳から74歳まで(n=36) | 8<br>22.2%  | 5<br>13.9%                   | 9<br>25.0%                  | 13<br>36.1%                      | 1<br>2.8% | 0<br>—    |
| 75歳以上(n=50)      | 7<br>14.0%  | 19<br>38.0%                  | 6<br>12.0%                  | 11<br>22.0%                      | 3<br>6.0% | 4<br>8.0% |
| 全体(n=153)        | 17<br>11.1% | 40<br>26.1%                  | 35<br>22.9%                 | 51<br>33.3%                      | 6<br>3.9% | 4<br>2.6% |

### その他の内容

- ・時間に余裕がない。ボランティアの内容がわからない。
- ・参加できる状態ではない
- ・体調が悪いから
- ・参加したい気持ちはあるが、健康上の理由で無理。

問 20 ボランティア活動のあり方(謝礼等)について、どのようにお考えですか。

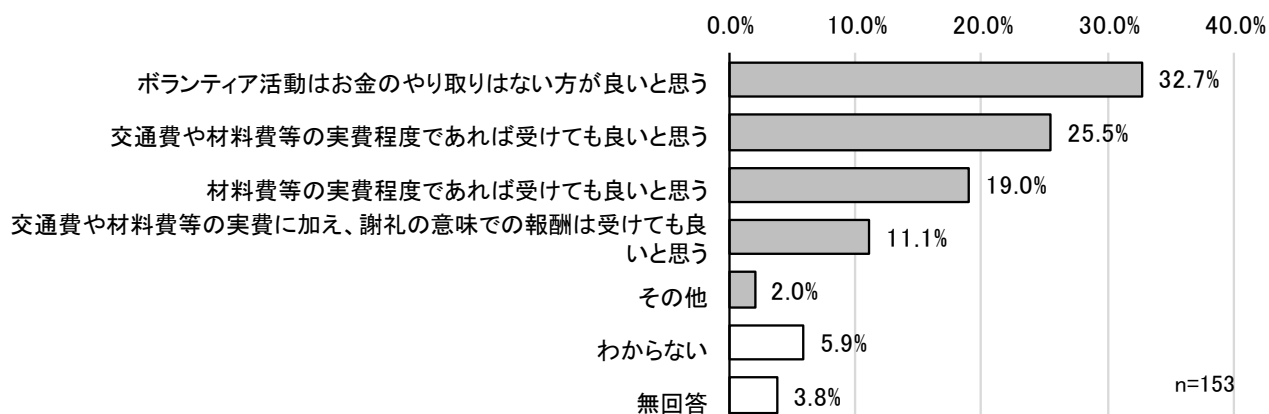
- ・ 回答者の約 4 割の方は、実費程度の謝礼を受領しても良いと考えています。

| No. |                                    | 数   | 率      |
|-----|------------------------------------|-----|--------|
| 1   | 交通費や材料費等の実費に加え、謝礼の意味での報酬は受けても良いと思う | 17  | 11.1%  |
| 2   | 交通費や材料費等の実費程度であれば受けても良いと思う         | 39  | 25.5%  |
| 3   | 材料費等の実費程度であれば受けても良いと思う             | 29  | 19.0%  |
| 4   | ボランティア活動はお金のやり取りはない方が良いと思う         | 50  | 32.7%  |
| 5   | その他                                | 3   | 2.0%   |
| 6   | わからない                              | 9   | 5.9%   |
|     | 無回答                                | 6   | 3.8%   |
|     | 全体                                 | 153 | 100.0% |

#### その他の内容

- ・ ボランティアだから謝礼など考えていない
- ・ あくまでもボランティア活動なので、なくても良いと思います。そういう思いで参加していると思います。
- ・ やりがい・実績・達成感を得られること（仕事も同じ）、学生ならボランティア実績証明で入学や就職に有利

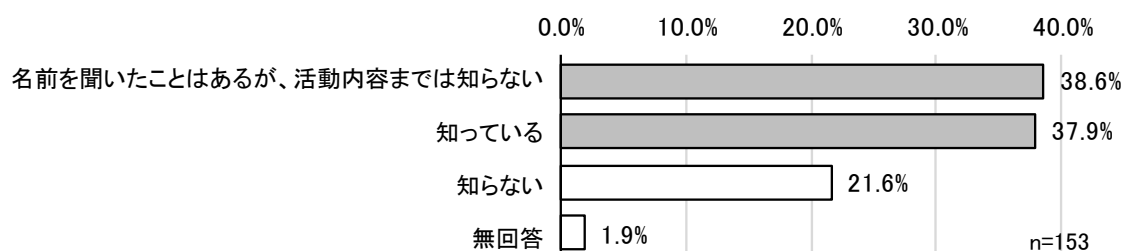
など



## 福祉サービスに関する認知度・利用状況やこれからの福祉のあり方

問23 あなたは、小山町社会福祉協議会の存在や、その活動内容を知っていますか。 [基本計画3-5]  
・小山町社会福祉協議会の活動内容の認知度を上げる必要があります。

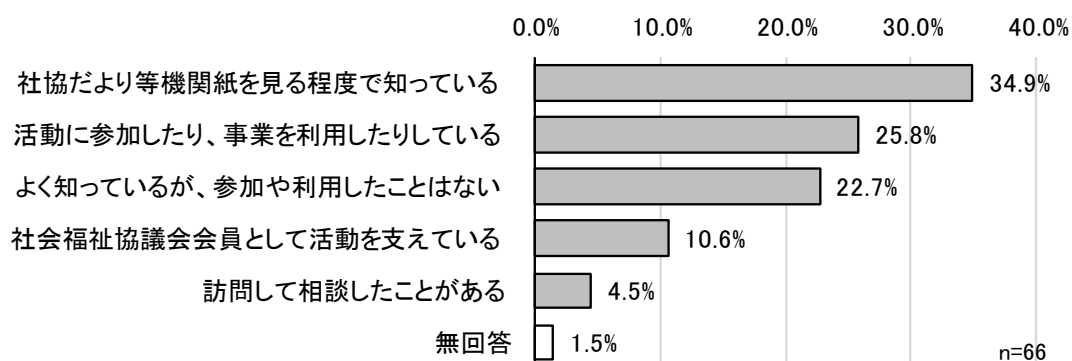
| No.                        | 数   | 率      |
|----------------------------|-----|--------|
| 1 知っている                    | 58  | 37.9%  |
| 2 名前を聞いたことはあるが、活動内容までは知らない | 59  | 38.6%  |
| 3 知らない                     | 33  | 21.6%  |
| 無回答                        | 3   | 1.9%   |
| 全体                         | 153 | 100.0% |



問 23-1 小山町社会福祉協議会との関わりの程度はどのくらいですか。(問 23 で「1」を選んだ方のみ回答。複数回答)

・社協だより等の機関紙を活用し、活動内容の認知度を向上させる必要があります。

| No.                     | 数  | 率      |
|-------------------------|----|--------|
| 1 社会福祉協議会会員として活動を支えている  | 7  | 10.6%  |
| 2 活動に参加したり、事業を利用したりしている | 17 | 25.8%  |
| 3 訪問して相談したことがある         | 3  | 4.5%   |
| 4 よく知っているが、参加や利用したことはない | 15 | 22.7%  |
| 5 社協だより等機関紙を見る程度で知っている  | 23 | 34.9%  |
| 無回答                     | 1  | 1.5%   |
| 全体                      | 66 | 100.0% |



## 地域の防災

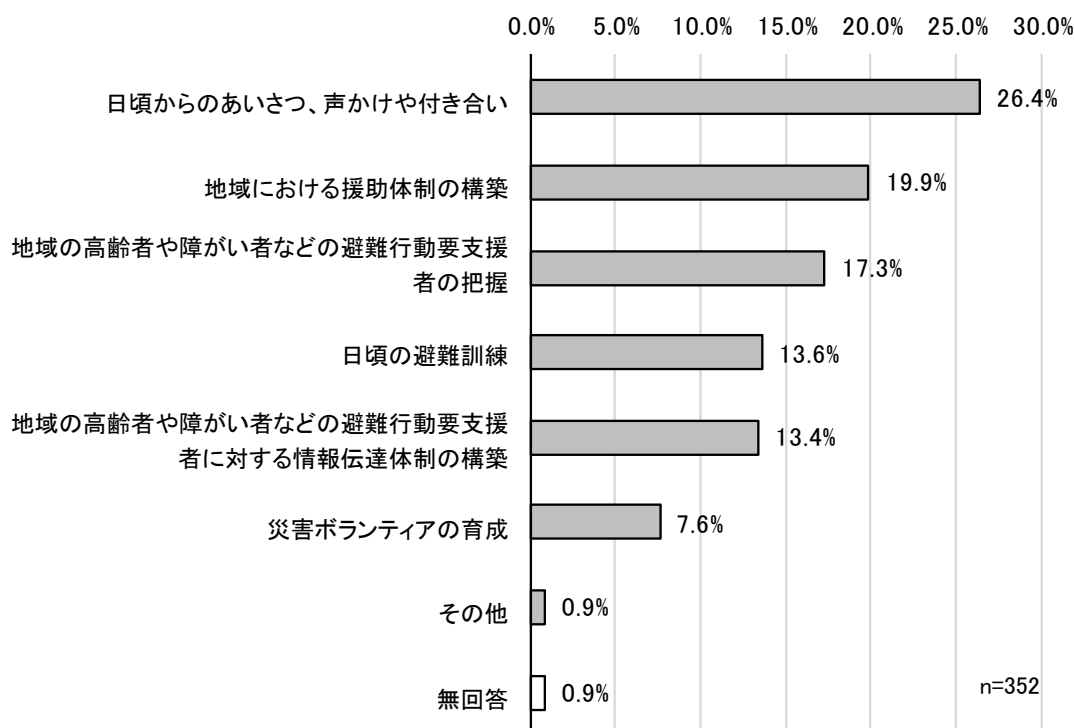
問 31 東海地震や東南海地震などが懸念される中で、災害時における支え合いは、非常に重要なことです。災害時における支え合いを行う上でどんなことが必要だと思いますか。(複数回答) [基本計画 2-5]

- ・回答者は「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」「地域における援助体制の構築」「地域の高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の把握」で必要性を感じています。

| No.                                   | 数   | 率      |
|---------------------------------------|-----|--------|
| 1 日頃からのあいさつ、声かけや付き合い                  | 93  | 26.4%  |
| 2 地域の高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の把握           | 61  | 17.3%  |
| 3 地域の高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する情報伝達体制の構築 | 47  | 13.4%  |
| 4 地域における援助体制の構築                       | 70  | 19.9%  |
| 5 災害ボランティアの育成                         | 27  | 7.6%   |
| 6 日頃の避難訓練                             | 48  | 13.6%  |
| 7 その他                                 | 3   | 0.9%   |
| 無回答                                   | 3   | 0.9%   |
| 全体                                    | 352 | 100.0% |

### その他の内容

- ・「有事の支え合い意識」を「実行動」にする「小山町ならではの施策と助成金」
- ・避難場所、(危険な場所を避けた) 避難経路等の周知徹底
- ・人間だけでなくペットのことも含めた援助体制の構築

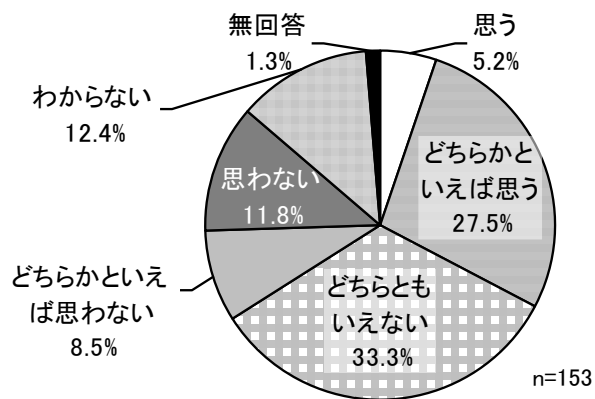


## 福祉のまちづくり等

問 36 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。 [基本計画 2-7]

・回答者の約3割の方が、協力したいと思っています。

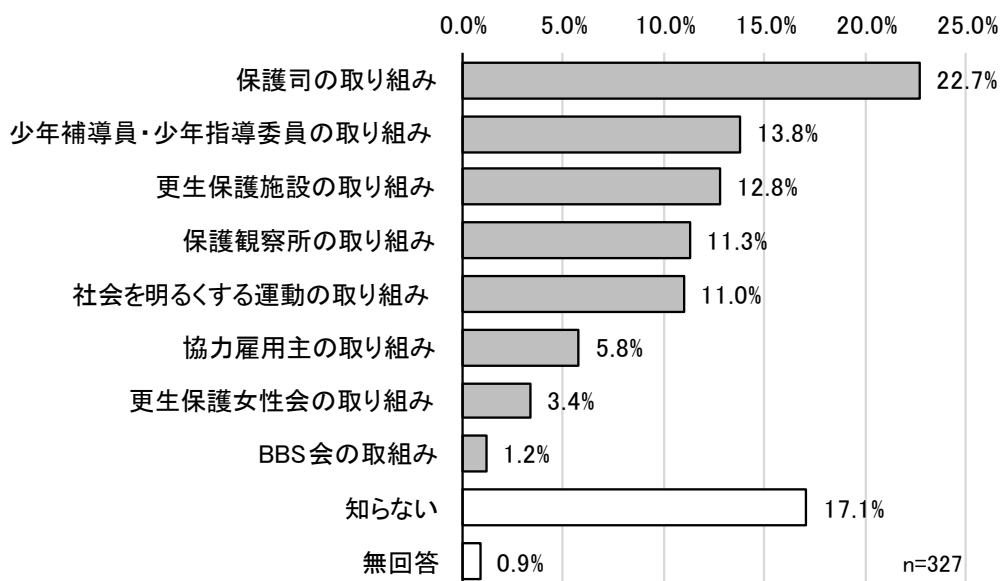
| No.            | 数   | 率      |
|----------------|-----|--------|
| 1 思う           | 8   | 5.2%   |
| 2 どちらかといえば思う   | 42  | 27.5%  |
| 3 どちらともいえない    | 51  | 33.3%  |
| 4 どちらかといえば思わない | 13  | 8.5%   |
| 5 思わない         | 18  | 11.8%  |
| 6 わからない        | 19  | 12.4%  |
| 無回答            | 2   | 1.3%   |
| 全体             | 153 | 100.0% |



問 37 国や県において、再犯防止を目的として再犯防止推進計画が策定されています。あなたが知っている再犯防止推進の取り組みについて教えてください。（複数回答） [基本計画 2-7]

・保護司の取り組みの認知度が最も多く、次いで取り組みを知らない方が多くなっています。

| No.                 | 数   | 率      |
|---------------------|-----|--------|
| 1 保護司の取り組み          | 74  | 22.7%  |
| 2 少年補導員・少年指導委員の取り組み | 45  | 13.8%  |
| 3 保護観察所の取り組み        | 37  | 11.3%  |
| 4 更生保護施設の取り組み       | 42  | 12.8%  |
| 5 社会を明るくする運動の取り組み   | 36  | 11.0%  |
| 6 協力雇用主の取り組み        | 19  | 5.8%   |
| 7 更生保護女性会の取り組み      | 11  | 3.4%   |
| 8 BBS会の取組み          | 4   | 1.2%   |
| 9 知らない              | 56  | 17.1%  |
| 無回答                 | 3   | 0.9%   |
| 全体                  | 327 | 100.0% |



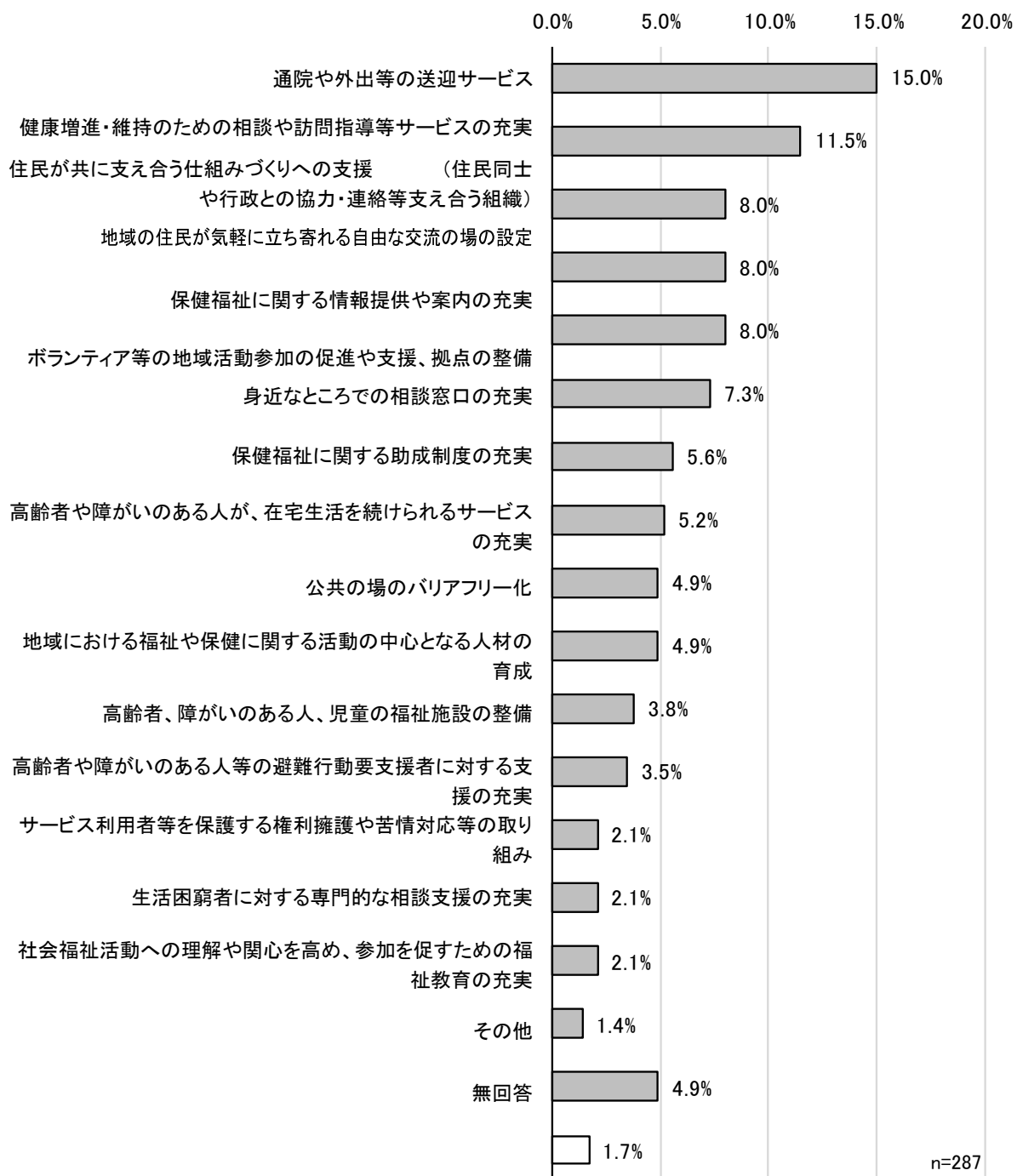
問 43 小山町の福祉に関する施策として、現在、次のうちどれが充実しているとお考えですか。（複数回答） [基本計画 3-1]

- ・「通院や外出等の送迎サービス」「健康増進・維持のための相談や訪問指導等サービスの充実」の順で、福祉施策の充実を感じています。

| No.                                          | 数   | 率      |
|----------------------------------------------|-----|--------|
| 1 ボランティア等の地域活動参加の促進や支援、拠点の整備                 | 21  | 7.3%   |
| 2 住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡等支え合う組織） | 23  | 8.0%   |
| 3 地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設定                   | 23  | 8.0%   |
| 4 地域における福祉や保健に関する活動の中心となる人材の育成               | 11  | 3.8%   |
| 5 社会福祉活動への理解や関心を高め、参加を促すための福祉教育の充実           | 4   | 1.4%   |
| 6 保健福祉に関する情報提供や案内の充実                         | 23  | 8.0%   |
| 7 保健福祉に関する助成制度の充実                            | 15  | 5.2%   |
| 8 健康増進・維持のための相談や訪問指導等サービスの充実                 | 33  | 11.5%  |
| 9 高齢者、障がいのある人、児童の福祉施設の整備                     | 10  | 3.5%   |
| 10 高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられるサービスの充実            | 14  | 4.9%   |
| 11 高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に対する支援の充実            | 6   | 2.1%   |
| 12 通院や外出等の送迎サービス                             | 43  | 15.0%  |
| 13 公共の場のバリアフリー化                              | 14  | 4.9%   |
| 14 身近なところでの相談窓口の充実                           | 16  | 5.6%   |
| 15 サービス利用者等を保護する権利擁護や苦情対応等の取り組み              | 6   | 2.1%   |
| 16 生活困窮者に対する専門的な相談支援の充実                      | 6   | 2.1%   |
| 17 その他                                       | 14  | 4.9%   |
| 無回答                                          | 5   | 1.7%   |
| 全体                                           | 287 | 100.0% |

#### その他の内容

- ・充実していると感じたことがない・不十分（高齢者の両親への対応から）
- ・わからない
- ・どれも充実しているとは思えない
- ・実感がない
- ・充実しているものが見当たらない。もっと取り組みについて情報がほしい
- ・元気塾等の学びの場と送迎バス



## 策定経過

| 年      | 月 日                   | 事 項                           |
|--------|-----------------------|-------------------------------|
| 令和 6 年 | 7 月 31 日              | 第 1 回推進懇談会及び第 1 回ワーキング部会 合同会議 |
|        | 9 月 5 日               | 第 2 回ワーキング部会                  |
|        | 12 月 23 日             | 第 3 回ワーキング部会                  |
| 令和 7 年 | 1 月 17 日              | 第 2 回推進懇談会                    |
|        | 1 月 27 日～<br>2 月 24 日 | パブリックコメント募集                   |
|        | 3 月 11 日              | 第 3 回推進懇談会及び第 4 回ワーキング部会 合同会議 |

## ○小山町地域福祉計画推進懇談会要綱

令和3年1月22日  
告示第12号

(趣旨)

第1条 小山町における地域福祉の推進を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく小山町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び効果的な推進について、広く町民等の意見を聴取するため、小山町地域福祉計画推進懇談会（以下「推進懇談会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定める。

(懇談事項)

第2条 推進懇談会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況に関すること。
- (3) 地域及び行政の現状に関すること。
- (4) 計画の改定に向けた課題に関すること。
- (5) その他計画推進に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 推進懇談会は、構成員20人以内をもって構成する。

- 2 構成員は、別表第1に掲げる者から町長が依頼する。
- 3 構成員は、推進懇談会に参加し、意見を述べる。

(任期)

第4条 構成員の任期は、町長から推進懇談会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進懇談会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進懇談会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり推進懇談会の進行を行う。

(会議)

第6条 推進懇談会の会議は、必要に応じて町長が招集する。

- 2 構成員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(謝金等)

第7条 構成員が推進懇談会に参加したときは、予算の範囲内において、当該構成員に謝金及び実費弁償を支給することができる。

- 2 前条第2項の規定に基づき、代理人が推進懇談会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金及び実費弁償を支給することができる。

(ワーキング部会)

第8条 町長は推進懇談会とは別にワーキング部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、別表第2に掲げる者から町長が依頼する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 町長は部会に計画案の策定に必要な調査、研究等を依頼することができる。
- 5 部会の開催においては、第4条から前条までの規定を準用する。

(庶務)

第9条 推進懇談会等の庶務については、町長の定める課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進懇談会等の開催及び運営に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(小山町地域福祉計画推進委員会設置要綱及び小山町地域福祉計画推進委員会ワーキング部会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 小山町地域福祉計画推進委員会設置要綱 (平成24年小山町告示第67号)

(2) 小山町地域福祉計画推進委員会ワーキング部会設置要綱 (平成30年小山町告示第70号)

別表第1 (第3条関係)

|                 |
|-----------------|
| 地域活動団体関係者       |
| 福祉、保健又は医療に関係する者 |
| 福祉関係事業者         |
| 地域住民団体の代表者      |
| その他町長が必要と認める者   |

別表第2 (第8条関係)

|                   |
|-------------------|
| 保健、福祉又は医療に関係する者   |
| 庁内関係課又は教育委員会に属する者 |
| その他町長が必要と認める者     |

## ○小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進懇談会要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人小山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定及び効果的な推進について、広く町民等の意見を聴取するため、小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進懇談会（以下「推進懇談会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定める。

(懇談事項)

第2条 推進懇談会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況に関すること。
- (3) 地域及び本会の現状に関すること。
- (4) 計画の改定に向けた課題に関すること。
- (5) その他計画推進に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 推進懇談会は、構成員20人以内をもって構成する。

- 2 構成員は、別表第1に掲げる者から会長が依頼する。
- 3 構成員は、推進懇談会に参加し、意見を述べる。

(任期)

第4条 構成員の任期は、会長から推進懇談会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進懇談会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進懇談会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり推進懇談会の進行を行う。

(会議)

第6条 推進懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 構成員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(ワーキング部会)

第7条 会長は、推進懇談会とは別にワーキング部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、別表第2に掲げる者から会長が依頼する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 会長は部会に計画案の策定に必要な調査、研究等を依頼することができる。
- 5 部会の開催においては、第4条から前条までの規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進懇談会等の庶務については、本会法人本部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進懇談会等の開催及び運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

(小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱及び小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会ワーキング部会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(１) 小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱（平成３０年７月２日最終改訂）

(２) 小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会ワーキング部会設置要綱（平成３０年７月２日施行）

別表第１（第３条関係）

|                 |
|-----------------|
| 地域活動団体関係者       |
| 福祉、保健又は医療に関係する者 |
| 福祉関係事業者         |
| 地域住民団体の代表者      |
| その他会長が必要と認める者   |

別表第２（第７条関係）

|                        |
|------------------------|
| 保健、福祉又は医療に関係する者        |
| 本会関係事業部門に属する者          |
| 小山町役場庁内関係課又は教育委員会に属する者 |
| その他会長が必要と認める者          |

## 推進懇談会 構成員名簿

(順不同／敬称略)

| No. | 団体・機関名            | 役職名     | 氏 名    | 備考  |
|-----|-------------------|---------|--------|-----|
| 1   | 北駿地区保護司会小山支部      | 支部長     | 湯山 伸彦  |     |
| 2   | 小山町人権擁護委員会        | 委 員     | 菅沼 美智子 |     |
| 3   | 小山町赤十字奉仕団         | 委員長     | 和田 敬子  |     |
| 4   | 小山町社会教育委員会        | 委員長     | 湯山 久   |     |
| 5   | 小山町民生委員児童委員協議会    | 会 長     | 田邊 尚美  | 座長  |
| 6   | 小山町保健委員協議会        | 会 長     | 岩田 いずみ |     |
| 7   | 静岡県御殿場健康福祉センター    | 次長兼福祉課長 | 内藤 茂樹  |     |
| 8   | 社会福祉法人 小山町社会福祉協議会 | 会 長     | 田代 章   |     |
| 9   | 社会福祉法人 寿康会        | 施設長     | 若林 久美子 | 副座長 |
| 10  | 小山町区長会            | 会 長     | 堀内 則寿  |     |
| 11  | 小山町シニアクラブ連合会      | 会 長     | 岩田 進   |     |
| 12  | 小山町               | 副町長     | 室伏 博行  |     |

任期：令和6年7月19日から令和8年3月31日まで

## 推進懇談会 ワーキング部会 構成員名簿

(順不同／敬称略)

| No. | 団体・機関名             | 役職名    | 氏 名    | 備考   |
|-----|--------------------|--------|--------|------|
| 1   | 小山町民生委員児童委員協議会     | 副会長    | 山本 孝信  | 部会長  |
| 2   | 社会福祉法人 小山町社会福祉協議会  | 地域福祉室長 | 松田 直樹  | 副部会長 |
| 3   | 小山町地域包括支援センター 平成の杜 | 管理者    | 梶 さとみ  |      |
| 4   | 小山町生涯学習課           | 主査     | 岩田 菜摘  |      |
| 5   | 小山町健康増進課           | 副主任    | 千葉 真利子 |      |
| 6   | 小山町危機管理局           | 副主任    | 磯貝 壮   |      |
| 7   | 小山町くらし環境課          | 主査     | 田代 千聡  |      |

任期：令和6年7月19日から令和8年3月31日まで

## 事務局名簿

(順不同／敬称略)

| No. | 区分       | 役職名等             | 氏 名    |
|-----|----------|------------------|--------|
| 1   | 地域福祉計画   | 住民福祉部長           | 山本 智春  |
| 2   |          | 社会福祉課長           | 長田 孝代  |
| 3   |          | 社会福祉課 課長補佐兼班長    | 高橋 はるみ |
| 4   |          | 社会福祉課 社会福祉班 主任   | 滝口 覚郎  |
| 5   |          | 長寿介護課 地域包括ケア推進班長 | 山口 早苗  |
| 6   |          | こども未来課 保健師長      | 大畑 智美  |
| 7   | 地域福祉活動計画 | 常務理事 兼 事務局長      | 田代 順泰  |
| 8   |          | 参与               | 小野 一彦  |
| 9   |          | 権利擁護支援センター長      | 五十井 真琴 |

**第 5 次小山町地域福祉計画  
小山町社会福祉協議会第 6 次地域福祉活動計画**

令和 7 年 3 月策定

**発 行**        小山町  
                 社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

**編 集**        小山町 住民福祉部 社会福祉課  
                 〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2  
                 TEL. 0550-76-6661      FAX. 0550-76-4770

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会 法人本部  
〒410-1311 静岡県駿東郡小山町小山 75-7 健康福社会館 2 階  
TEL. 0550-76-9906      FAX. 0550-76-9907